

# 平成 18 年度業務実績報告書

平成 19 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構  
Environmental Restoration and Conservation Agency

---



## 目 次

第1章	機構業務の概要	
1	目的・業務の内容	1
2	各業務の概要	2
3	経営理念、経営方針、行動指針	5
4	環境配慮に関する基本方針	6
5	組織・沿革	7
第2章	業務実績	
	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	11
1	組織運営の効率化	11
2	業務運営の効率化	13
	(1) 業務に対する事後評価の実施	13
	(2) 事務処理の簡素化、迅速化の推進	15
	(3) 外部委託の推進	16
	(4) 契約に係る競争の推進	19
	(5) 電子化の推進等	21
3	経費の効率化・削減	25
	(1) 一般管理費	25
	(2) 事業費	26
4	業務における環境配慮	28
	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	30
1	公害健康被害の補償及び予防業務	33
	(1) 汚染負荷量賦課金の徴収	33
	(2) 都道府県等に対する納付金の納付	39
	(3) 公害健康被害予防事業	43
2	地球環境基金業務	58
	(1) 助成事業に係る事項	58
	(2) 振興事業に係る事項	69
	(3) 地球環境基金の運用等について	74
3	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	76
4	維持管理積立金の管理業務	78
5	石綿健康被害救済業務	79
	(1) 制度に関する情報提供	79
	(2) 石綿健康被害者の認定	84
	(3) 救済給付の支給	87
	(4) 申請者、請求者情報の管理	89
	(5) 救済給付費用の徴収	90
	予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画	93
	(1) 予算(人件費の見積含む。)	94
	(2) 収支計画	97
	(3) 資金計画	100

（４）承継業務に係る債権・債務の適切な処理	103
短期借入金の限度額	107
重要な財産の処分等に関する計画	108
剰余金の使途	109
その他主務省令で定める業務運営に関する計画	110
（１）施設及び設備に関する計画	110
（２）人事に関する計画	111
（３）積立金の処分に関する事項	115
（４）その他中期目標を達成するために必要な事項	116



## 第1章 機構業務の概要

### 1 目的・業務の内容

#### (1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第3条）

#### (2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（**公害健康被害補償業務**）（機構法 第10条第1項第1号）

大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（**公害健康被害予防事業**）（機構法 第10条第1項第2号）

日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（**地球環境基金事業**）（機構法 第10条第1項第3号及び第4号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（**P C B 廃棄物処理助成事業**）（機構法 第10条第1項第5号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の五第3項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（**最終処分場維持管理積立金管理業務**）（機構法 第10条第1項第6号）

石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、船舶所有者及び特別事業主からの拠出金の徴収業務（**石綿健康被害救済業務**）（機構法 第10条第1項第7号）

から に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第10条第1項第8号）



既に着手されていた建設譲渡事業を行うこと（建設譲渡事業）（機構法附則第7条第1項第1号）

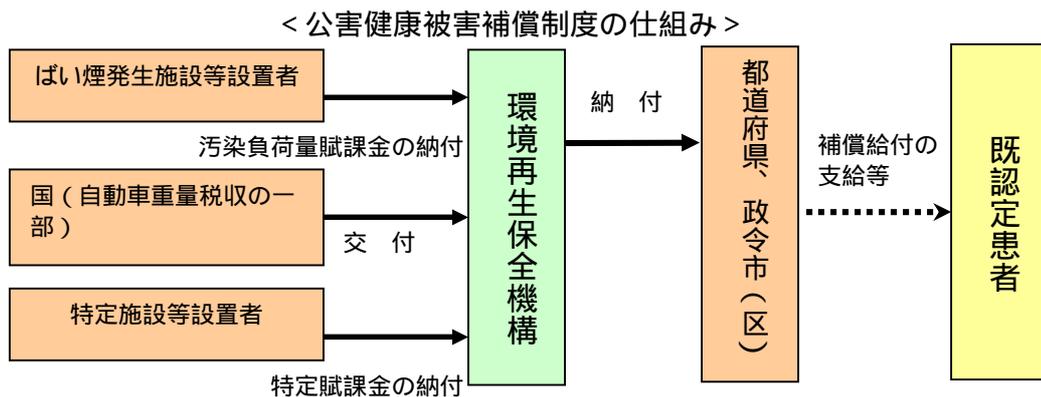
建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）（機構法 附則第7条第1項第2号及び第3号）  
（建設譲渡事業については、平成19年3月31日で施設整備を終了）

良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第10条第2項）

## 2 各業務の概要

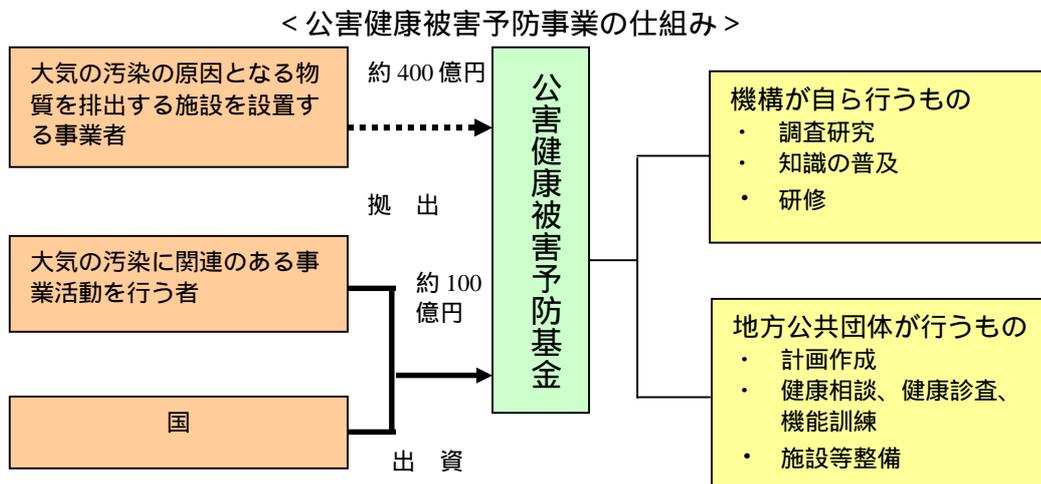
### 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償制度における補償給付に必要な費用の一部（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の県、市、区へ納付している（健康被害者への支給は県、市、区が行う）。



### 公害健康被害予防事業

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、大気汚染の原因者である事業者等から拠出された拠出金と国からの出資金による基金（約500億円：公害健康被害予防基金）の運用益により、調査研究、知識の普及及び研修事業（直轄事業）と地方公共団体が行う事業への助成（助成事業）を行っている。

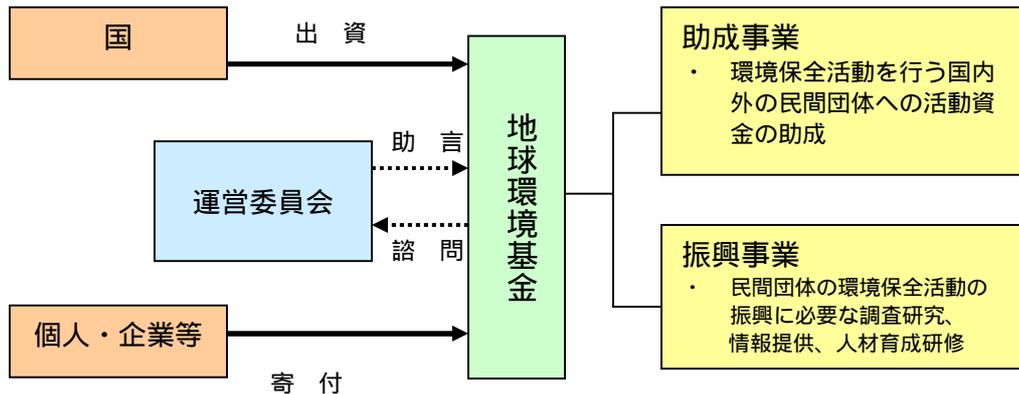




### 地球環境基金事業

国の出資金と民間からの寄付金によって造成された基金（地球環境基金）の運用益と国からの運営費交付金により、開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO、NPO）の活動を支援するため、これら団体が行う助成事業とその活動を振興するための調査研究や人材育成研修、情報提供等（振興事業）を行っている。

<地球環境基金の仕組み>



### PCB廃棄物処理基金助成事業

国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金からなるPCB廃棄物処理基金により、環境大臣が指定した処理業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的に助成を行っている。

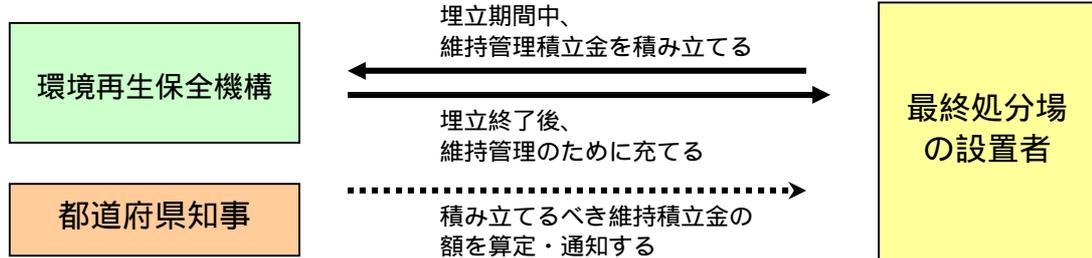
<PCB廃棄物処理基金の仕組み>



### 最終処分場維持管理積立金管理業務

特定廃棄物最終処分場の設置者が、処分場の埋立終了後、その適正な維持管理に必要となる費用を埋立期間中に積み立て、機構がこれを管理している。

<最終処分場維持管理積立金管理業務の概要>

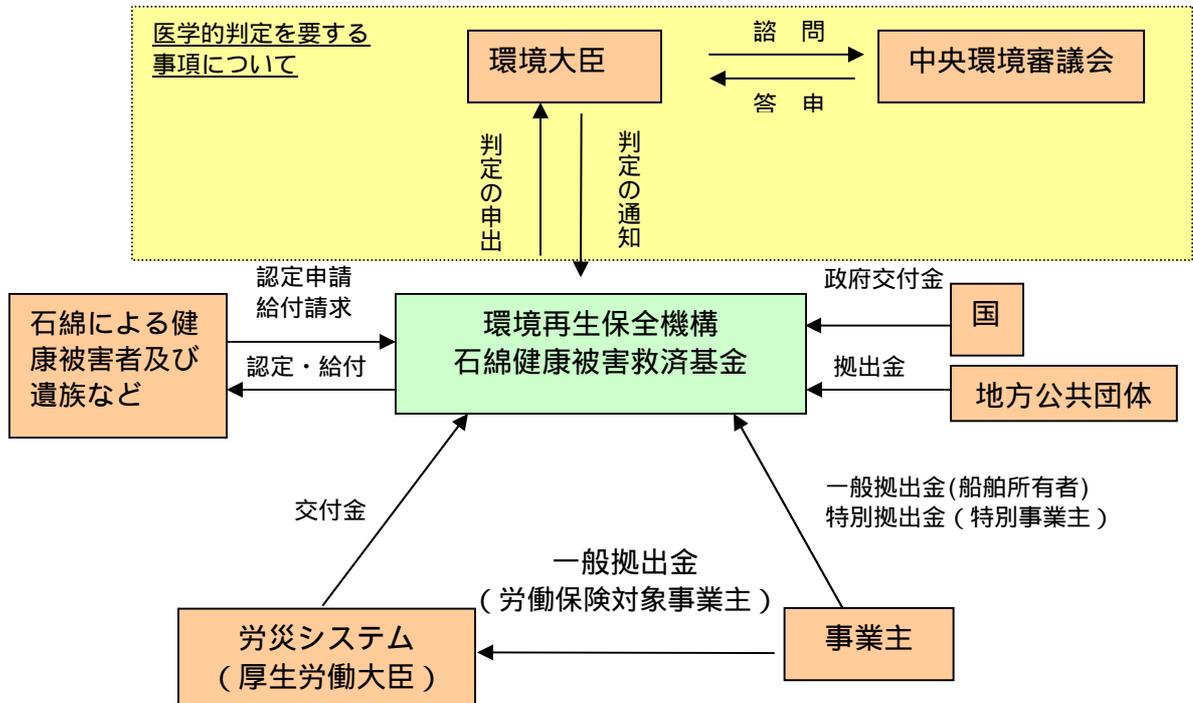




### 石綿健康被害救済業務

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿により指定疾病にかかった方及び石綿による健康被害の救済法の施行前に石綿による疾患に起因し死亡した方の遺族に対し、医療費等の救済給付の支給を行っている。

#### < 石綿健康被害救済制度の仕組み >



### 建設譲渡事業

環境保全対策等に資する緑地を計画する地方公共団体からの申込みを受け、多様な要望を実現するためオーダーメイド方式で設計・建設して譲渡する事業で、既に着手されていた共同福利施設（緩衝緑地）、大気汚染対策緑地、地球温暖化対策緑地を整備し、地方公共団体に譲渡している。

なお、建設譲渡事業については、平成 19 年 3 月 31 日で施設整備を終了した。

### 債権管理・回収業務

設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収を行っている。

環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修業務から規定する業務に支障のない範囲で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行っている。



### 3 経営理念、経営方針、行動指針

機構は、機構法に基づく目的、業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的・自律的な組織及び業務運営を行い、また中期計画に定める環境分野の政策実施機関としての役割と基本姿勢を明らかにするため、経営理念、経営方針及び職員の行動指針を策定し、その趣旨に沿って組織運営を行っている。

#### 経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

#### 経営方針

- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 公共性を見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

#### 行動指針

##### 《機構の使命を果たすための行動》

国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。

幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。

常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

##### 《業務に取り組む姿勢》

業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。

環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。

業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。



#### 4 環境配慮に関する基本方針

機構は、業務における環境配慮について、その具体的な取組のための基本的な方針を明らかにするため、平成18年度において、「環境配慮に関する基本方針」を策定した。

独立行政法人環境再生保全機構は、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

- (1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上  
業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。
- (2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施  
環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。
- (3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定  
省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。
- (4) 日常活動における環境配慮  
全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。
- (5) 社会とのコミュニケーション  
社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。



## 5 組織・沿革

## (1) 事務所の所在地

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
本部	〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310 番 ミュ - ザ川崎セントラルタワー	044-520-9501	044-520-2131
大阪支部	〒530 - 0002 大阪市北区曾根崎新地 1 丁目 1 番 4 9 号	06-6342-0335	06-6342-0260
富士建設事務所	〒417-8601 富士市永田町 1 丁目 100 番地 富士市役所内	0545-51-0340	

\* 平成 19 年 3 月 31 日に、建設譲渡事業の施設整備終了に伴い、事業管理部環境緑地課、富士建設事務所を廃止した。

## (2) 役員の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在

役職名	氏名	就任年月日
理事長	田中 健次	平成 16.4.1
理事	渡辺 昭司	平成 18.6.27
理事	諏訪 茂	平成 18.7.22
理事	田勢 修也	平成 18.7.10
監事	伊藤 一秀	平成 16.4.1
監事(非常勤)	浅野 一磨	平成 16.4.1

## (3) 職員の状況

常勤職員数：156 人（平成 18 年 4 月 1 日）

154 人（平成 19 年 4 月 1 日）

## (4) 沿革

機構は、公害健康被害補償予防協会が実施してきた公害健康被害補償予防業務と環境事業団が実施してきた地球環境基金事業、PCB 廃棄物処理基金助成事業などを承継し、平成 16 年 4 月 1 日に設立された。

2 法人の沿革は、次のとおり。

## ア 公害健康被害補償予防協会

公害に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、昭和 48 年に「公害健康被害補償法」が制定された。

その内容は、民事責任を踏まえて公害健康被害者の迅速な救済を目的とする行政上の補償制度であり、全国の汚染原因者から汚染負荷量賦課金を徴収し、補償給付の支給等に必要なる財源に充てることとしている。この徴収業務等を行う特殊法人として昭和 49 年 6 月に「公害健康被害補償協会」が設立された。



その後、昭和 61 年 10 月の中央公害対策審議会の答申に基づき、近年の大気汚染の状況を踏まえ、昭和 62 年 9 月に「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が成立し、これにより昭和 63 年 3 月に法律の題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に、また、協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」に改め、従来業務に加えて、基金に基づく健康被害予防事業を実施することとなった。

機構に、これらの業務の全てが承継された。

#### イ 環境事業団

産業公害を防止・改善することを目的に、昭和 40 年に「公害防止事業団法」が制定され、昭和 40 年 10 月に公害防止事業団が設立された。

その後、創設当時の目的に加え、都市・生活型公害の防止や自然環境の保全と適切な利用、さらには、地球環境の保全という時代の要請に応え、昭和 62 年、平成 4 年、平成 5 年、平成 11 年、平成 13 年と 5 回にわたり事業の見直しが行われた。

- ・ 昭和 62 年の改正：大気汚染対策緑地事業等の追加
- ・ 平成 4 年の改正：「環境事業団」に改組
- ・ 平成 5 年の改正：地球環境基金の設置と地球環境基金事業の追加
- ・ 平成 11 年の改正：地球温暖化対策緑地事業等の追加
- ・ 平成 13 年の改正：PCB 廃棄物処理事業及び PCB 廃棄物処理基金の設置と助成事業等の追加

また、平成 10 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴い最終処分場維持管理積立金管理業務が追加された。

機構には、1)地球環境基金事業、2)PCB 廃棄物処理助成事業、3)最終処分場維持管理積立金管理業務、4)建設譲渡事業及び 5)債権管理・回収業務が承継された。

なお、1)PCB 廃棄物処理事業、2)環境浄化機材貸付及び 3)環境情報提供業務は、平成 16 年 4 月に設立された日本環境安全事業株式会社に承継された。

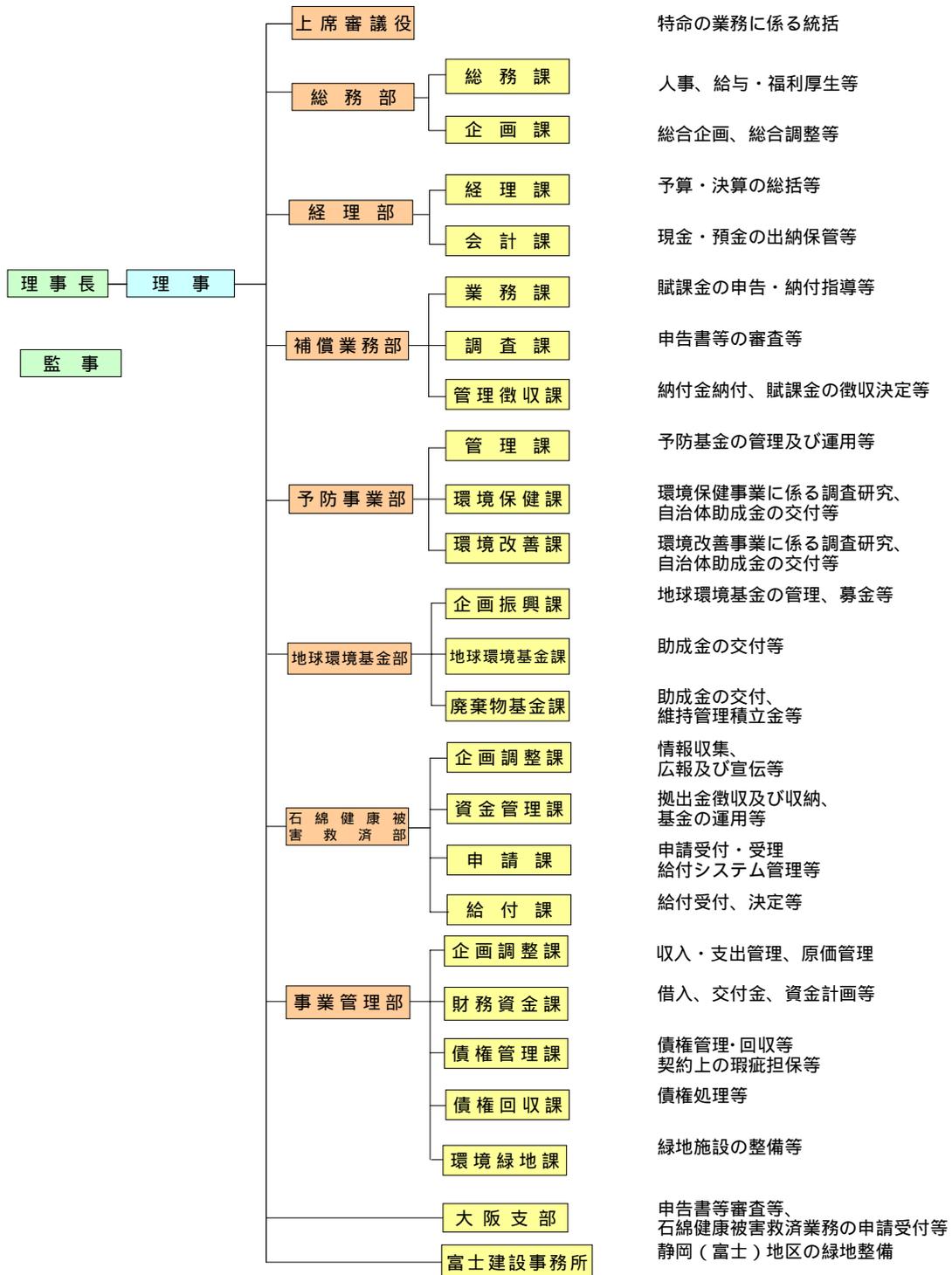
平成 18 年 3 月から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴い、石綿による健康被害の救済業務が追加された。

建設譲渡事業については、平成 19 年 3 月 31 日で施設整備を終了した。



(5) 組織

(平成19年3月31日現在)



平成18年7月1日に予防事業部事業課と助成課を環境保健課と環境改善課に再編した。

平成19年3月31日に、建設譲渡事業の施設整備終了に伴い、事業管理部環境緑地課、富士建設事務所は廃止した。



## 第2章 業務実績

### 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 組織運営の効率化

##### 【中期計画】

機構が担う業務について、中期目標の達成に向け適切かつ着実に遂行する観点から、中期目標期間中に業務の廃止を含め見直しが予定されている事業に対応して適切な組織・人員配置の見直しを図るなど各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

さらに、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務遂行体制を整備する。

##### 【年度計画】

機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、新たに機構が担うこととなった石綿健康被害の迅速な救済を図るための組織の整備及び人員配置の見直しを行うとともに、各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

また、前年度における新人事評価制度の試験運用を踏まえ、平成18年度は本格運用に取組み、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、年度計画の達成に向け、効率的な業務遂行体制を整備する。

#### 平成18年度業務実績

##### (1) 組織及び人員配置の見直し

石綿健康被害救済業務の体制整備を図るため、石綿業務統括担当上席審議役を置き、石綿健康被害救済部に4つの課を設置するとともに、大阪支部に石綿健康被害救済業務の窓口を設け、人員配置を行った。

緑地整備関係建設譲渡事業の施設整備が平成18年度末に終了したことに伴い、事業管理部環境緑地課、富士建設事務所を廃止した。

上記の組織の見直しに合わせて、年度計画（P113の「人事に関する指標」を参照。）どおり、2名の削減を含め、人員配置の見直しを行った。

##### (2) 効率的な業務遂行体制の整備

新たな人事評価制度について、平成17年度の試験運用の結果を踏まえ、年度途中で中間フォロー面談を実施し、発揮能力評価を年1回から年2回に変更するなど、一部見直しを行い、本格運用に移行した。

新制度では、職員の責任と役割分担を明確にするため、組織目標と連動した業務計画の作成と業績評価を、各部門の上司と部下の面談を経て実施した。



自己評価

- (1) 石綿健康被害救済業務の実施体制の整備並びに緑地整備関係建設譲渡事業の施設整備終了に伴う組織体制及び職員の削減を含む人員配置の見直しを行い、業務の適切かつ着実な遂行に努めることができた。
- (2) 職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務の遂行に資する新人事評価制度の本格運用に移行することができた。



## 2 業務運営の効率化

### (1) 業務に対する事後評価の実施

#### 【中期計画】

機構の自己点検・評価のため、外部専門家、有識者からなる評価のための委員会を設け、機構業務全体に係る事後評価を毎年度行い、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

#### 【年度計画】

前年度の業務実績を取りまとめ、自己点検、自己評価を行うとともに、業務評価委員会を開催し、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

### 平成18年度業務実績

#### (1) 機構自らが行った自己点検

中期計画、年度計画の進捗状況を把握するため、半期毎に自己点検・自己評価を行い、競争契約の推進、経費の削減と事業・業務の効率化などの課題に積極的に取り組んだ。

#### (2) 機構業務評価委員会の開催

機構が行う業務を適正かつ効率的に実施し、国民に質の高いサービスを提供するため、外部専門家、有識者による「機構業務評価委員会」を平成18年6月、10月の2回開催し、各業務の進捗、達成状況について報告するとともに、専門的、客観的な立場から次の意見・提言を受けた。（機構業務評価委員構成については、「(資料-1) 機構組織・業務運営体制（機構内に設置した主要委員会一覧）」を参照。）

石綿健康被害救済業務について、患者（申請者）にとって手続き等の負担が大きいのではないか。

随意契約については、極力競争契約の推進を図りたい。

環境配慮について、紙、ゴミ、電気などの減量だけでなく、例えば、委託先に環境配慮を求めるなど、業務のあり方を含めて検討してもらいたい。

これらの意見・提言を受けて、以下の措置を講じた。

環境省が行う医学的判定の結果、追加資料の提出を求められたもののうち、申請者の承諾が得られたものについては、機構が直接、医療機関に依頼するなど、申請者の負担の軽減に努めた。（詳細は、P85の「(3) 認定等審査状況」を参照。）

機構が実施する契約について、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、極力競争に付すこととしてその推進を図った。

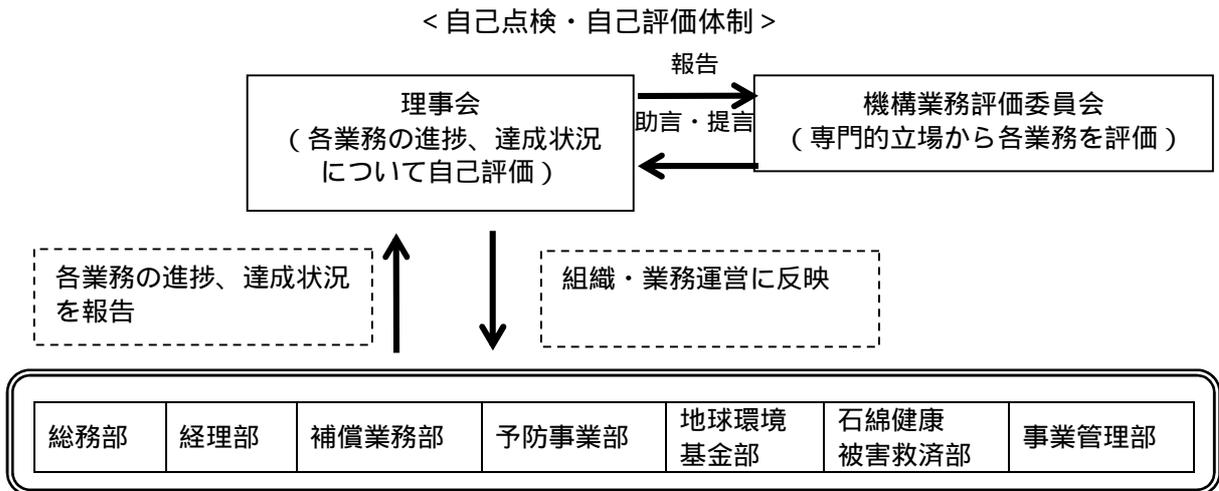
また、平成18年度においては、随意契約に係る公表基準を作成し、随意契約したものについては、その理由等をホームページで公開した。（詳細は、P19の「(4) 契約に係る競争の推進」を参照。）

環境配慮について、仕様書に、発注先での業務遂行時に環境上の配慮を求める条項などを明示するなど、環境配慮に努めた。（詳細は、P29の「機構が発注する事業への環境物品の使用の推進」を参照。）



## 第2章 業務実績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置



#### 自己評価

機構自ら自己点検を行い、その結果を業務運営に反映させることができた。

また、外部有識者からなる機構業務評価委員会の意見・提言を受けて、業務運営に反映した。

今後も同委員会からの意見・提言を業務運営に反映させることにより、国民に質の高いサービスを提供していく予定である。

#### 参考データ名

(資料 - 1) 機構組織・業務運営体制 (機構内に設置した主要委員会一覧)



## (2) 事務処理の簡素化、迅速化の推進

### 【中期計画】

業務運営の効率化を図るため、内部ネットワークの活用等により、全般的に手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

### 【年度計画】

情報共有化システムの活用により、情報の共有化、知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

## 平成18年度業務実績

### (1) 情報共有化システムによる情報の共有化

機構業務における各種事務の手続きの簡素化・迅速化に資するため、平成17年度に引き続き、情報共有化システム（ネットワークを介して組織全体で作業等を行うことができるシステム）の安定稼働を図るため、不正アクセス、コンピュータウィルス対策を適切に行った。

このことにより、各種会議資料、機構全体で共通するシステムのマニュアルを安定的に提供することで、情報伝達の迅速化、省資源化（用紙使用量の削減）を図った。

また、平成17年度に引き続き、出退勤システムを活用することにより、職員の出退勤管理や休暇申請に係る事務の効率化を図った。

### (参考) 用紙使用量の削減による経費削減

平成18年度の用紙使用量（新規事業部門を除く。）と平成16年度のそれとを比較し、当該削減量を仮に情報化共有システムによる効果とした場合、経費削減は次のとおり。

290,006枚 × 3.7円/枚（用紙代0.7円 + プリンター保守料金（円/加）3.0円）  
1,073,022円

（用紙代の単価は「積算資料」平成19年4月号、プリンター保守料金は機構とプリンター保守業者との契約書による。）

### (2) 基金の運用等知識の共有化

資金の安全かつ効率的な運営に資するため、資金管理委員会（委員長：経理担当理事）を定期的開催し、各基金の運用方針、運用計画について、機構全体として知識の共有化を図った。

## 自己評価

情報共有化システムを活用し、平成17年度に引き続き、情報の伝達及びデータの共有化を図ることができた。

また、資金管理委員会を定期的開催し、各基金の運用方針や運用計画について知識の共有化を図ることができた。



### (3) 外部委託の推進

#### 【中期計画】

機構独力では回収困難な債権については、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託し、効率的な回収を図る。

また、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について精査し、サービスの低下を招かず、コスト削減につながる場合には、アウトソーシングを積極的に活用することにより、経費の節減又は事務の効率化を図る。

#### 【年度計画】

機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。

また、外部の専門機関に委託することが効率的な業務については引き続き外部機関を活用するとともに、さらに、外部の専門機関の活用がサービスの低下を招かず、経費節減につながると考えられる業務について精査する。

### 平成18年度業務実績

#### (1) 延滞債権等の債権回収専門会社（サービサー）への委託、回収状況

「環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針」（平成14年12月24日環境省、環境事業団）に基づき、法的処理に移行すべき案件や弁済に誠意のない債務者等の回収が困難と見込まれる事案については、実績と経験のあるサービサーを平成18年度も積極的に活用した。

新規委託の債権は1組合であり、平成17年度から継続して委託しているサービサー3社で企画競争入札を行い、最も効率的な回収交渉が期待できると思われる1社に追加委託した。

この結果、平成18年度期首でサービサー数3社、委託債権数14組合であったものが、平成18年度期末でサービサー数3社、委託債権数15組合となった。（P17の（参考1）を参照。）

平成18年度委託債権からの回収額は、前年度比で僅かに減少したものの、サービサーと回収方針等について緊密な連絡・調整を図りつつ、効率的な回収に努めた結果16.3億円（元利合計）を回収した。

<具体例> 弁済に誠意がなく支払履行請求訴訟中だった1組合について、裁判上の和解で債権分割を行ったことにより、定期弁済を受けることができるようになった。

平成18年度のサービサー委託費は、委託債権を1組合追加したこと等により、委託費総額は1.6億円となった。

このように、機構自らが行う回収と合わせて外部委託による回収を進めることにより、現員を増員することなく効率的な回収を図ることができた。



(参考1) 委託サービスの内訳

委託サービス名	委託債権数
(株)整理回収機構	6 組合
あおぞら債権回収(株)	3 組合
エムユーフロンティア債権回収	6 組合
合 計	15 組合

(参考2) 債権管理回収業に関する特別措置法によるサービスの認可要件

- ・資本金が5億円以上の株式会社であること
- ・取締役等に1名以上の弁護士が含まれていること
- ・暴力団との関与がないこと

(2) 外部機関の活用等

平成17年度に引き続き次の業務について外部機関を活用した。

機構ホームページ用サーバの管理等業務委託

平成17年度に引き続き、ホームページの効率的な管理・運用を図るため、専用サーバの保守やホームページの更新作業など、専門知識を必要とする業務について外部機関を活用し、3.2百万円を支出した。

これにより、専用サーバを機構内に設置することなく、また、専門知識を有する職員の確保を行わずに現員にて対応することができた。

(参考) 専門の職員により対応した場合の経費

「積算資料」(平成19年4月号) システム運用技術者(プログラム実行や操作支援)

$$62.7 \text{ 万円/人・月} \times 12 \text{ ヶ月} = 752.4 \text{ 万円}$$

給与計算事務委託

役職員の給与・賞与の計算、給与明細の作成、年末調整及び源泉徴収票の作成並びに振込の事務について、事務処理の効率化を図るため外部機関を活用し、約1百万円を支出した。この事務処理を、仮に機構内部で処理する場合には、別途、システム開発(開発費20.2百万円)が必要となることから、引き続き外部委託を行い、経費を抑えながら事務の効率化を図った。

また、給与計算事務の委託については、他の独立行政法人と共同で行えないかどうか調査したが、他法人では、既に事務処理を内製化しており、外部委託した場合には新たな費用が発生することなどから、共同で行うための前提条件が整わなかった。



#### 外部委託の精査

石綿健康被害救済業務において、平成19年4月から開始する船舶所有者からの一般拠出金の徴収について、利便性に配慮し、船舶所有者がコンビニエンスストア等で簡便に納付できるようにした。（船舶所有者からの一般拠出金の徴収については、P90の「（5）救済給付費用の徴収」を参照。）

### 自己評価

#### （1）延滞債権等の債権回収専門会社（サービサー）への委託、回収状況

平成18年度のサービサーへの委託については、1組合に対し法的処理を行う等、積極的にサービサーを活用した。担保処分等による回収が一段落したこと及び委託債権を1組合追加したこと等により、現員を増員することなく効率的な回収が図ることができた。

#### （2）外部機関の活用等

平成17年度に引き続き、ホームページ専用サーバの管理及び給与計算事務等について、外部機関を活用し、業務及び事務処理の効率化を図ることができた。

また、平成19年4月から開始する、船舶所有者からの一般拠出金の徴収について、船舶所有者がコンビニエンスストア等で納付できるようにすることができた。



(4) 契約に係る競争の推進

【中期計画】

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

【年度計画】

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

平成18年度業務実績

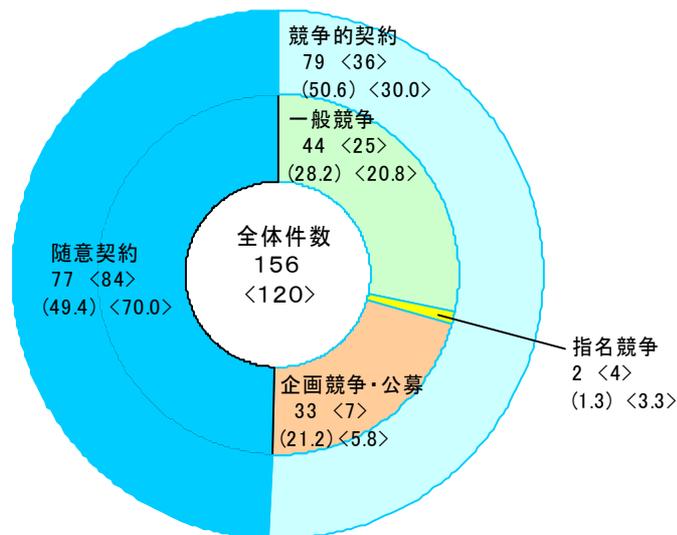
(1) 契約に係る競争の推進

機構が実施する諸契約については、公正かつ透明性を図る観点から、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付した。

これらの取り組みにより、例えば、「債権回収に関する調査業務」は随意契約から一般競争へ、「国際協力講座等の研修業務」は随意契約から企画競争へ移行するなど、競争的契約（一般競争、指名競争、企画競争・公募）の割合を、平成17年度の30.0%（36件）から50.6%（79件）へ増加させることができた。

平成18年度契約状況（件数）

（単位：件、％）



注) < >書きは、平成17年度件数とその割合である。

なお、「平成18年度契約状況（金額別割合）」は次頁の（参考）のとおりである。

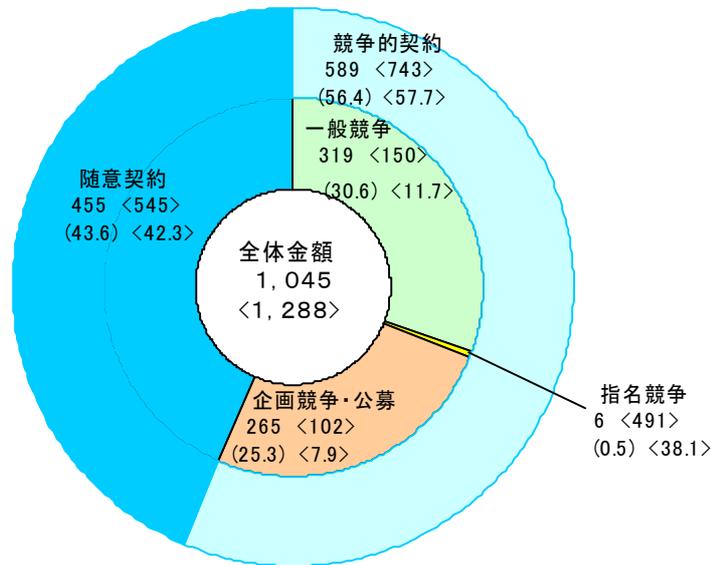


## 第2章 業務実績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (参考) 平成18年度契約状況(金額)

(単位:百万円、%)



注) < >書きは、平成17年度金額とその割合である。

#### (2) 透明性の確保

機構ホームページにおいて、随意契約によることができる基準を公表するとともに、一定額以上の随意契約については、その理由等を公表し契約の透明性を確保した。

( (資料 - 2) 平成18年度随意契約一覧表 )

#### 自己評価

機構が実施する契約については、公正かつ透明性を確保しつつ、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、極力競争に付すこととしてその推進を図った。

特に、一般競争及び企画競争・公募は、平成17年度を上回る実績をあげることができた。

また、一定額以上の随意契約については、その理由等を公表し、契約の透明性を確保することができた。

#### 参考データ名

(資料 - 2) 平成18年度随意契約一覧表



(5) 電子化の推進等

【中期計画】

- ア 機構全体に係る事務処理については、平成16年度中に内部ネットワークを統合・整備し、共有システムの活用を促進させる。
- イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。
- ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを導入する。

【年度計画】

- ア 石綿健康被害救済業務の追加に伴い、内部ネットワークの整備を図るとともに、共有システムの一層の活用に向け、運用マニュアルの見直しを行い内容の充実を図る。  
また、個人情報への不正アクセスに対する十分な対応により、安全性、信頼性の確保を図る。
- イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。
- ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムの利用促進を図る。

平成18年度業務実績

ア 内部ネットワークの整備等

石綿健康被害救済業務の追加に伴う内部ネットワークの整備等

石綿健康被害救済業務の追加に伴い、内部ネットワークを整備した。

また、役職員の執務室に配置するパソコンについては、リース期間終了と合わせて部門毎の調達方式から一括方式に改め、システム環境や操作性などを統一した。

さらに、パソコンの記憶装置をサーバ室で集中管理することにより、システム管理者が利用者の執務室に出向いての作業が少なくなり、省力化が図られた。

共有システムの活用

法令の要請に応えるため又は事務処理の効率化・統一化を図るため、平成17年度に引き続き、次頁の共有システムを機構全体で活用した。

また、文書管理システムについては、運用マニュアルに補足説明を加えるなどの見直しを行い、文書管理担当者を対象として研修を実施した。



第2章 業務実績  
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

システム名	システム概要
情報共有化システム	各種資料等の提供及び情報の共有化等
出退勤システム	機構職員の出退勤管理及び休暇申請・承認等
文書管理システム	機構文書管理規程に基づく法人文書の起案・施行及び保管状況の管理
経理電算システム	独立行政法人会計基準に準拠した経理・会計事務

個人情報への不正アクセスに対する対応

役職員の執務室に配置するパソコンの更新に際しては、更新後のパソコンには記憶装置を組み込まず、サーバ室で一括管理を行うことにより、個人情報等の情報漏えいに対応した。

また、機構が保有するシステムを、不正アクセスの被害から保護するため、ファイアウォールの更新を行った。

さらに、「機構情報セキュリティポリシー」に基づき、機構が保有する全ての情報システムについて、情報セキュリティを確保するための「実施手順」を策定するとともに、情報セキュリティの重要性と対策について、役職員を対象に研修を実施した。

なお、関連して機構が保有する個人情報の管理状況について点検を行った。

( (資料 - 3) 機構情報セキュリティポリシーの概要 )

イ オンライン申請等電子申請を行っている業務の事務処理の効率化

汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る徴収システム

納付義務者に対して、申告・納付説明会等の場において、フロッピーディスク (FD) ・オンライン申告の活用を推奨した結果、平成 17 年度比 FD が 0.8% の増、オンラインが 1.4% 増となった。処理時間数は、平成 15 年度比で 15%、平成 17 年度比で 3% 短縮した。

オンライン申告、FD 申告は、申告データを内部システム (徴収システム) へ自動的に取り込むことができるため、入力処理に要する時間を書面申告に比べて削減することができる。

オンライン申告等電子申告の利用促進を促すため、申告・納付説明会等の場を活用し、積極的にオンライン申告等の難型ファイルのデモンストレーションの説明等を行った結果、新規に 143 件、電子申告する者の変更に伴う更新 191 件の認証情報取得 (事前登録申請) がなされた。

オンライン等電子申請の年度別推移

申告形態	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
申告件数	8,568 件	8,512 件	8,473 件	8,438 件
うち FD 申告	2,560 件 ( 29.9% )	2,603 件 ( 30.6% )	2,665 件 ( 31.5% )	2,723 件 ( 32.3% )
うちオンライン申告	837 件 ( 9.8% )	984 件 ( 11.6% )	1,115 件 ( 13.2% )	1,235 件 ( 14.6% )
対 15 年度処理時間削減率		9%	12%	15%

( ) は申告割合を示す。

( (資料 - 4) 申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図 )



#### 機構から県市区へ納付手続を行う納付システム

次の対応を行うことによって、中期計画に定める納付申請等に係る事務処理日数の25%削減（最終目標）を2年前倒して達成した。（P39の「納付申請等に係る事務処理の効率化」を参照。）

- ア）補償給付事業においては、全県市区（41県市区）がF D申請を導入した。
- イ）福祉事業においては、43県市区のうち41県市区がF D申請を導入した。また、平成17年度から事業開始となった「水中健康回復事業」及び「インフルエンザ予防接種費用助成事業」について、平成18年度よりF D申請ができるように機能を追加した。
- ウ）内部事務処理システムを改良し、操作回数の大幅な減少を図った。

#### 予防事業助成金システム

オンラインやフロッピーディスクによる申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、中期計画に定める事務処理日数の20%削減（最終目標）を達成した。

（P57の「イ 助成金交付申請等手続きの電子化等」を参照。）

#### ウ 会計システムの導入及び利用促進

独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システム（以下「新会計システム」という。）については、平成16年度に構築し、同年度に公健勘定、平成17年度に基金勘定と石綿勘定、そして平成18年度に承継勘定が運用を開始し、平成18年度までに機構の全ての勘定で利用可能な状態となった。

（（資料 - 5）経理電算システムに係る業務処理のフロー）

毎年国会に提出される「財政法第28条に基づく予算参考書類」について、プログラムの一部修正を行い、適正な表示科目として運用できるようにした。

独立行政法人会計基準に準拠した新会計システムを更に習熟してもらうため、経理事務担当者を対象とした研修会を計4回実施した。（研修参加者延べ62名）

### 自己評価

電子化・情報化の進展に対応した業務運営の効率化を図るため、各種業務のシステム化を推進し、業務の効率化に寄与することができた。

#### ア 内部ネットワークの整備等



石綿健康被害救済業務の追加に伴い、内部ネットワークを整備することができた。  
また、パソコンのリース期間終了と合わせた機器の一括調達をすることにより、システム環境や操作性などを統一し、システム管理者の作業の省力化を図ることができた。  
また、個人情報等の情報漏えいについては、更新後のパソコンには記憶装置を組み込まず、また、機構情報セキュリティポリシーに基づき、「実施手順」を策定するなど、安全性、信頼性の確保を図ることができた。

イ オンライン申請等電子申請を行っている業務の事務処理の効率化

F D・オンライン申告は、入力漏れ防止機能の追加等により、納付義務者の利便性の向上を図ることができた。

機構から県市区へ納付手続を行う納付システム

F D申請がほとんどの県市区で行われたこと、内部事務処理システムの改良等によって、機構内部の事務処理削減目標 25%減を2年前倒しで達成することができた。

予防事業助成金システム

オンラインやフロッピーディスクによる申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、中期計画に定める事務処理日数の20%削減（最終目標）を達成できた。

ウ 会計システムの導入及び利用促進

平成16年度から新システムへの移行を進め、平成18年度において全ての勘定で新会計システムの利用が可能となった結果、機構全体で予算から決算までを一元的に管理することができるようになり、事務処理の一層の効率化を図ることができた。

予算参考書類のプログラムを一部修正した結果、事務処理の一層の効率化を図ることができた。

独立行政法人会計基準及び新会計システムの研修会を実施した結果、各部における理解が浸透し、業務処理の一層の効率化を図ることができた。

**参考データ名**

- (資料 - 3) 機構情報セキュリティポリシーの概要
- (資料 - 4) 申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図
- (資料 - 5) 経理電算システムに係る業務処理のフロー



3 経費の効率化・削減  
(1) 一般管理費

【中期計画】

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。

なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。

【年度計画】

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成18年度においても業務の効率化に努める。

なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、平成18年度においても業務の効率化に努める。

平成18年度業務実績

一般管理費については、競争的契約の推進を図るなどの業務の効率化等に努め、平成15年度比で26.4%の削減を行った。

(削減率の推移)

平成16年度	平成17年度	平成18年度
28.6%	24.3%	26.4%

自己評価

一般管理費については、業務の効率化等に努めた結果、計画を上回る削減を行うことができた。



## (2) 事業費

## 【中期計画】

事業費（公害健康被害補償納付金及び石綿健康被害救済給付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間中に不良債権処理を積極的に進めその残高が大幅に減少すると見込まれることから、平成16年度比で3割を上回る削減を行う。

また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。

## 【年度計画】

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、平成18年度においても1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成18年度においても業務の効率化に努める。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間の最終年度において平成16年度比で3割を上回る削減を達成するため、平成18年度においても適切な執行に努める。

また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、平成18年度においても業務の効率化に努める。

## 平成18年度業務実績

## (1) 事業費の効率化

基金運用収入により行う公害健康被害予防事業のうち、競争契約の実施により効率化が可能な知識普及、研修及び予防情報提供事業に係る事業費については、平成18年度予算額比で4.5%の業務の効率化が図られた。

平成18年度事業費の効率化実績 (A)	平成18年度事業費予算 (B)	(A) / (B)
17,493,277 円	385,518,000 円	4.5%



## 第2章 業務実績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (2) 運営費交付金を充当する事業費の削減

運営費交付金を充当する事業費については、中期計画に沿って、業務の効率化等に努め、平成15年度比で23.4%の削減を行った。

#### (削減率の推移)

平成16年度	平成17年度	平成18年度
9.8%	14.2%	23.4%

なお、債権回収委託費については、委託債権を1組合追加したこと等により、平成17年度比で微増した。(債権回収委託費平成18年度1.6億円、平成17年度1.4億円)

一方で委託費用の内訳となる債権分割後の管理手数料の圧縮を図る見直しを行い、整理回収機構との契約において平成19年3月分の請求から適用した。

この削減効果は主として平成19年度に反映することとなるが、年間4.8百万円の節減となる見込みである。

## 自己評価

#### (1) 事業費の効率化

平成18年度においても目標である1%を超える業務の効率化を達成できた。今後も競争契約の推進により、業務の効率化を進めていく。

#### (2) 運営費交付金を充当する事業費の削減

事業費については、業務の効率化等に努めた結果、計画を上回る削減を行うことができた。



#### 4 業務における環境配慮

##### 【中期計画】

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き 100%達成する。

また、日常業務の遂行に当たり、「環境配慮のための実行計画」を定めてエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

##### 【年度計画】

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き 100%達成する。

また、日常業務の遂行に当たり、平成 18 年度に策定する「環境配慮のための実行計画」に基づき、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

さらに、平成 17 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し公表する。

#### 平成 18 年度業務実績

##### (1) 環境配慮に関する基本方針の策定

あらゆる業務において環境配慮を進めるため、「環境配慮に関する基本方針」を策定した。（P 6 の「環境配慮に関する基本方針」を参照。）

##### (2) 環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）第 7 条の規定に基づき、国が定めた基本方針に則して平成 18 年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定（平成 18 年 4 月 1 日）し、機構ホームページで公表した。

また、同方針に基づき、機構内での周知徹底（平成 18 年 4 月 28 日、6 月 30 日、11 月 2 日、平成 19 年 2 月 2 日の計 4 回）を図った結果、特定調達品目等の購入については業務上必要とする仕様を満たす対象物品が存在しない 2 品目（レントゲンフィルム用ポケットフォルダー、インクジェットカラープリンター用塗工紙）を除き、調達目標どおり 100%を達成し、特定調達物品等以外の購入についても環境に配慮された物品等の調達に努めた。

（（資料 - 6）平成 18 年度環境に配慮した物品・役務の調達状況）

##### (3) 環境配慮のための実行計画

###### 用紙類の使用量の節減

平成 18 年度に策定した「環境配慮のための実行計画」（以下、「実行計画」という。）に基づき、情報伝達における電子情報の活用等による用紙の使用量の抑制に努めた結果、平成 16 年度比マイナス 15.57%（削減目標値 4%）の削減を達成した。（新規事業部門を除く。）

（（資料 - 7）平成 18 年度環境配慮のための実行計画）



## 第2章 業務実績

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 電気使用量の削減

実行計画に基づき、昼休みの消灯、毎水曜日及び給与支給日の定時退室の励行、6～9月の軽装の励行（室温28度設定）、12～3月の暖房温度を20度に設定することにより、電気使用量の抑制に努めた結果、電気使用量は平成16年度比マイナス4.82%（削減目標値4%）の削減を達成した。（新規事業部門を除く。）

（（資料 - 8）平成16、17、18年度用紙使用量、電気使用量の実績）

#### 研修の実施

実行計画に基づき、役職員を対象として環境保全に関する研修を実施した。

#### 機構が発注する事業への環境物品の使用の推進

機構が発注する事業において、発注先で使用する物品等について、環境負荷の低減に資する環境物品の使用を仕様書に盛り込むなど、環境保全に資するよう適切に取り組んだ。

#### （4）環境報告書の作成・公表

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）に基づき、平成17年度の事業活動に係る環境配慮の取組の状況等を記載した環境報告書を作成し、公表した。

### 自己評価

#### （1）環境配慮に関する基本方針の策定

「環境配慮に関する基本方針」を策定し、環境配慮を進めることができた。

#### （2）環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等

物品購入については、年度当初に策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を各部調達担当者に説明したうえで、四半期毎に環境物品等の調達に努めるよう周知徹底を図った結果、職員全体に理解され、調達目標について目標どおり達成することができた。

#### （3）環境配慮のための実行計画

「環境配慮のための実行計画」に基づく用紙類の使用量の抑制、電気使用量の抑制等を実施した結果、削減目標値を達成することができた。

また、機構が発注する事業への環境物品の使用の推進に努めることができた。

#### （4）環境報告書の作成・公表

職員の創意工夫により、平成17年度の事業活動に係る環境配慮の取組の状況等を記載した環境報告書を作成し、公表することができた。

### 参考データ名

（資料 - 6）平成18年度環境に配慮した物品・役務の調達状況

（資料 - 7）平成18年度環境配慮のための実行計画

（資料 - 8）平成16、17、18年度用紙使用量、電気使用量の実績



国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

【中期計画】

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構が担う業務についてホームページや季刊誌・広報誌等により情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努めるとともに、関係者等のニーズを的確に把握し、業務等の実施に反映させる。

また、機構業務全般に関わる者や対象団体・機関の関心、認知度を高めるよう積極的に広報活動を実施することにより、ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加させる。

さらに、機構は、「以下に掲げる業務等を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」との目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図り、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。

【年度計画】

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構ホームページ、機構業務案内、パンフレット等を作成し、情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。

また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを行う。

平成18年度業務実績

(1) 季刊誌・広報誌等による周知・広報活動の状況

機構の業務について、季刊誌・広報誌等により業務関係者、関係機関等に確実かつ適切に周知・広報し、円滑な業務の遂行に努めるとともに、各事業や業務の実施段階において、利用者、事業参加者及び研修受講者に対してアンケート調査を行い、参加者等のニーズを把握した。(参加者等のニーズについては、P45の「ニーズの把握と事業の改善」、P69の「(2)環境NGO総覧作成等」を参照。)

<季刊誌・広報誌等による周知・広報活動の状況>

広報資料等の名称	部数	主な周知・広報先
機構業務案内	8,000部 (英語版:1,000部)	賦課金納付義務者、関係地方公共団体、地球環境基金助成団体等
環境報告書	1,300部	商工会議所、関係地方公共団体等
すこやかライフ	100,000部	関係地方公共団体、住民等定期購読者等
予防事業だより	5,600部	関係地方公共団体、公害健康被害予防基金拠出事業者等
地球環境基金便り	16,000部	地球環境基金助成団体、関係地方公共団体等

また、公害健康被害予防事業については、12月の大気汚染防止月間に合わせて、主に自動車利用者(荷主、運転者等)やビル所有者を対象に、次のとおり各種啓発活動を実施した。



第2章 業務実績  
国民に対し提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

広報資料等の名称	広報の時期、掲載紙、部数等
新聞（全国紙）	12/1 毎日新聞 朝刊・夕刊 各全15段
雑誌	JAFメイト（4月号）、読売ウィークリー（2/25号）、家の光・ちゃぐりん（8月号）、公募ガイド（9月号）、Cabi ネット（8/1-15合併号及び1/15号）
駅貼り広告	12月東京メトロ及び相鉄線

広報資料等の名称	部数等	主な周知・広報先
ポスター	87,000枚	関係地方公共団体、トラック協会、ビルディング協会等
カレンダー	18,000部	〃

また、石綿健康被害救済業務については、広報実施計画を定め、政府広報とも連携し次のとおり広報を行った。（広報実施計画については、P79の「（1）制度に関する情報提供」を参照。）

さらに、平成19年4月から開始する船舶所有者からの一般拠出金の徴収について、船舶所有者等に対し、拠出への理解を深めてもらうため、ポスター等を作成し関係者へ配付した。（救済給付費用の徴収については、P90の「（5）救済給付費用の徴収」を参照。）

制度に関する情報提供

広報資料等の名称	広報の時期、掲載紙等
新聞（全国紙）	8月：朝日、読売、毎日新聞 半2段 各1回 11月～3月：朝日、読売、毎日、日経、産経新聞 全7段 各2回
新聞（地方紙）	7月～8月：全国49紙 半2段 各1回
新聞折込広告、リビング紙	10月～3月：尼崎市、泉南市等16地域（重点地域）
週刊誌	週刊朝日（11/29、1/6、1/30）、サンデー毎日（3/20）、Weekly読売（3/26）、週刊文春（3/29）、週刊新潮（3/29）
交通広告	2月末～3月上旬： 阪神電鉄バス（尼崎市、西宮市、神戸市、大阪市） 奈良交通バス（奈良県、京都府南部、大阪市の一部等）

船舶所有者から徴収する一般拠出金に関する情報提供

広報資料等の名称	部数等	主な周知・広報先
ポスター	1,000枚	社会保険事務局（所）、地方運輸局、漁業組合連合会、関係団体等
パンフレット	21,000部	船舶所有者、社会保険事務局（所）、地方運輸局、漁業組合連合会、関係団体等
チラシ	7,000枚	船舶所有者

（2）ホームページによる情報提供の状況

機構ホームページにより、機構の業務概要の広報・周知に努めるほか、業務・事業の実施により得られた知見や利用者のニーズに応じた情報の提供を行った。

機構トップページのアクセス数：409,023件

（平成16年度実績：306,784件（平成16年度比：133.33%））



## 第2章 業務実績

### 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

( (資料 - 9) ホームページのサイト別・月別利用状況 )

#### ( 3 ) 環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組

第2章の の1～5のとおり、公害健康被害補償・予防業務、地球環境基金業務、石綿健康被害救済業務等において、平成17年度に引き続き業務の改善・見直しを行うとともに、環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすため、機構が保有する知見、ノウハウ等を活用し、次の取組を行った。

日韓環境技術協力協定に基づく韓国環境管理公団との情報交換や資料の提供

「科学技術の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」に基づき、それぞれの活動分野における協力関係を築くため、平成18年度は9月に定期会議、2月に実務者会議を実施し、情報交換等を行った。

環境保健分野の知見、ノウハウ等を活用した環境省からの受託業務の実施

環境省からの委託を受けて、「重金属等の健康影響に関わる総合研究」について、環境省が定める実施要領に基づき、研究班を組織し調査研究を実施した。

機構への来訪者に対する公健制度や大気環境の情報などの提供

国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトにおいて、海外からの来訪者（アルジェリア、東南アジア、東欧）を対象に、公健制度などの情報を提供した。

機構ホームページでの問い合わせや照会事項への対応

機構の業務の照会の他、ホームページのリンクの依頼に対応した。

## 自己評価

#### ( 1 ) 季刊誌・広報誌等による周知・広報活動の状況

季刊誌・広報誌等により、業務に関係する地方公共団体などの機関などに、确实かつ適切に周知・広報することができた。また、新たに担うこととなった石綿健康被害救済業務については、政府広報とも連携し、ホームページやパンフレット等を活用し、広範な広報活動を実施することができた。

#### ( 2 ) ホームページによる情報提供の状況

機構のホームページを利用し、機構が行う業務で得られた知見等の情報提供に努め、多くの方々の利用を得ることができた。

#### ( 3 ) 環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組

平成17年度に引き続き業務の改善・見直しを行うとともに、日韓環境技術協力協定に基づき、韓国環境管理公団と情報交換や資料の提供を行い、また、環境省からの受託業務を実施するなど、政策実施機関としての役割と責任を果たすことができた。

## 参考データ名

( 資料 - 9 ) ホームページのサイト別・月別利用状況



## 1 公害健康被害の補償及び予防業務

## (1) 汚染負荷量賦課金の徴収

## 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

## 【中期計画】

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。

## 【年度計画】

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。

## 平成18年度業務実績

## (1) 汚染負荷量賦課金の徴収率、収納率の状況

## 徴収率

(単位：円・%)

年度	徴収計画額	申告額	徴収率
平成15年度	51,017,623,000	51,201,881,900	100.36
平成18年度	45,666,203,000	45,910,284,000	100.53

## 収納率

(単位：円・%)

年度	申告額	収納済額	収納率
平成15年度	51,201,881,900	51,197,861,900	99.99
平成18年度	45,910,284,000	45,908,216,000	99.99

(資料-10) 徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由)

(資料-11-) 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移)

(資料-11-) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)

## (2) 納付義務者\* への効果的な指導及び質問事項等への的確な対応

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を行うため、148商工会議所(本部担当108、大阪支部担当40)の協力を得て、103会場(機構直轄1会場含む)において申告・納付説明会を開催した。納付義務者に、分かりやすく説明を行った後、納付義務者からの相談、質問事項(制度に関する質問、具体的な計算方法等の質問124件)への的確な対応を図った。



注) \*納付義務者の定義(公健法第52条)

次の要件を満たす工場・事業場を有し、又は、有していた事業者は、汚染負荷量賦課金の申告・納付する義務を負う。

ばい煙発生施設等(大気汚染防止法に定めるもの)を設置していた工場・事業場	<p>昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと。 その施設が硫黄酸化物を排出し得るものであったこと。 その施設が設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量の合計が指定地域解除前の地域区分に応じて定められていた次の量以上であったこと。</p> <table data-bbox="826 685 1235 752"> <tr> <td>旧指定地域</td> <td>5,000</td> <td>m<sup>3</sup>N / h</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>10,000</td> <td>m<sup>3</sup>N / h</td> </tr> </table>	旧指定地域	5,000	m <sup>3</sup> N / h	その他地域	10,000	m <sup>3</sup> N / h
旧指定地域	5,000	m <sup>3</sup> N / h					
その他地域	10,000	m <sup>3</sup> N / h					

(3) 申告督促

平成18年度の納付義務者8,664事業所のうち、申告した者は8,378事業所で、未申告が286事業所(本部(251事業所)、大阪支部(35事業所))であった。未申告事業所に対しては、納付義務者の要件、法令等を抜粋して記載するなど納付義務者の理解が得やすいように工夫した文書で督促するとともに、電話(延べ約300回)、現地訪問(37事業所)による申告督促を行い、66事業所(84百万円)の納付義務者が申告・納付に応じた。

また、34事業所について、清算終了等によって納付義務が消滅した者として処理を行ったほか、破産等により手続き中のもの186事業所を確認した。

(4) 公平な汚染負荷量賦課金の徴収

平成18年度の現地調査等において、申告書作成に必要となるデータ改ざんによる虚偽申告を確認したケースについては、当該納付義務者に対して厳しく注意を行ったうえ、修正申告を促し、納付義務者もこれに応じた。

((資料-11-)平成19年申告納付説明会で配布した資料)

自己評価

委託商工会議所と連携を図りつつ、納付義務者への説明会の実施、個別問い合わせ等に対する的確な対応の結果、汚染負荷量賦課金の徴収計画に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、平成15年度実績の水準の維持を図ることができた。

参考データ名

- (資料-10) 徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由
- (資料-11-) 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移
- (資料-11-) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移
- (資料-11-) 平成19年度申告納付説明会で配布した資料



### 納付義務者等に対する効果的な指導

#### 【中期計画】

- ア 汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国 156 商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を継続し、的確な業務指導を実施する。
- イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

#### 【年度計画】

- ア 委託商工会議所担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者への対応等の習熟を図りつつ、商工会議所へ赴き、委託業務の点検、指導を行う。
- イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

### 平成18年度業務実績

#### ア 委託商工会議所に対する的確な業務指導

##### 徴収業務の事務委託

156 商工会議所に、汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託（期間：平成 18 年 4 月 1 日から 6 月 14 日まで）を行った。

##### 商工会議所担当者に対する業務指導

業務委託担当者研修会を開催（平成 19 年 3 月 1 日）し、FD・オンライン申告の導入促進の働きかけの徹底、申告の誤りの多い箇所の点検等を中心とした研修を実施し、納付義務者に密度の濃い指導を行うために必要な専門的知見の習得ができるよう指導した。

##### 委託業務の実施状況の確認

委託業務の現地確認を 33 商工会議所（本部 28 商工会議所、大阪支部 5 商工会議所）で実施した。具体的には、委託業務実施台帳記入漏れの是正、申告書受理印の押印漏れ等の是正を求めたほか、説明会資料等についても意見交換等を行い、その結果を平成 19 年度の説明資料等に反映した。

（（資料 11 - ）平成 19 年度申告納付説明会で配布した資料）

（（資料 - 12）徴収業務の一部を商工会議所に委託している理由）

#### （参考）汚染負荷量賦課金の徴収にかかる市場化テスト

環境省は、平成 18 年 9 月、官民競争入札等監理委員会（平成 18 年 7 月 7 日、内閣府に設置。委員長：落合誠一（中央大学法科大学院教授））において、「機構は、汚染負荷量賦課金の徴収業務の一部について、納付義務者が多く加入している商工会議所に長年にわたって委託していることから、既に民間に開放できる部分は開放し、事務の効率化を図っている。」旨を説明した。



イ 汚染負荷量賦課金申告納付説明会のフォローアップ

申告・納付説明会終了後、事後検討会を実施し、説明資料について納付義務者がより理解しやすい表現等への一部変更、Q & A項目の追加、数値の補正方法をより具体的に記述する等、平成 19 年度の説明資料等に反映した。

自己評価

ア 全国 156 商工会議所の能力を活用するとともに、説明資料を改善したことによって、賦課金を申告する納付義務者への利便性の向上を図ることができた。

また、業務委託担当者研修会等を実施し、申告納付における注意点、誤りの多い事例などを周知した結果、納付義務者からの問い合わせ、指導等に委託先職員が的確に対応できるようにすることができた。

イ 申告・納付説明会に出席した機構職員等で事後検討会を行い、説明資料等を納付義務者がより理解しやすい表現にするための検討をした結果、平成 19 年度の説明会に使用する資料のより一層の改善を行うことができた。

参考データ

- (資料 - 1 1 - ) 平成 19 年度申告納付説明会で配布した資料
- (資料 - 1 2 ) 徴収業務の一部を商工会議所に委託している理由



### 納付義務者に対するサービスの向上

#### 【中期計画】

- ア 委託商工会議所が主催する申告・納付説明会へは、協力要請に応じ、説明員の派遣を行い、納付義務者の相談、質問事項等に的確に対応する。
- イ 汚染負荷量賦課金申告の手引及びフロッピーディスク・オンライン申告マニュアルに、誤りの多い事項についての注意点を記載するなど、内容の改善を図る。納付義務者からの相談、質問事項についての的確な対応が図れるよう体制の整備を行う。
- ウ 納付義務者に向けた賦課金専用ホームページへのアクセス状況及び質問事項を把握・整理し、納付義務者のニーズや質問に対応したホームページとなるよう改善を図る。
- エ 名称・住所変更届出書等の提出文書について、納付義務者の利便性の向上のため、電子媒体化を進める。

#### 【年度計画】

- ア 委託商工会議所が主催する説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。
- イ 汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫酸化物排出量の算定において、誤りの多い事例を把握し、必要に応じて説明資料に反映させる。  
また、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する体制を確保する。
- ウ 賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ご質問のコーナー」を活用し、前年度の改善結果をも踏まえ、必要に応じてホームページの改善を図る。
- エ 「名称等変更届出書」のオンライン化について、申告・納付説明会等を通じ、納付義務者への周知を行い、利用促進を図る。

### 平成18年度業務実績

- ア 汚染負荷量賦課金申告・納付説明会への的確な対応  
委託商工会議所等が主催する103会場（機構直轄1会場含む。）に本部・大阪支部職員を説明員として派遣し、3,709事業者の出席を得た。各説明会場では、公健制度及び申告方法の説明、誤りが多い事例の紹介、オンライン申告のデモンストレーションなどを行ったほか、質疑応答等の時間を設け、納付義務者からの質疑等に的確に対応した。
- イ 適正な申告への取組
  - FD・オンライン申告に使用する様式の改善  
計算誤りを防ぐため、次のようなシステムの改善及び機能追加を行った。
  - ア) FD・オンライン申告に使用する様式中の項目に入力漏れがあるとプログラムを正常に終了できない機能の追加



イ) 延納申請ボタンを押すことにより、自動計算によって、4期に自動割り振りされる機能の追加 など

説明資料への反映

平成18年度の申告書を審査した結果に基づき、端数処理誤り、脱硫効率の計算誤り等の誤りの多い事例を抽出し、平成19年度の説明会資料等に反映させた。

問い合わせへの的確な対応

申告・納付説明会での質疑応答、個別質問に的確に対応したほか、機構への問合せにも的確に対応した。

ウ 賦課金専用ホームページの改善

制度の仕組み、公健法の抜粋、「公害健康被害補償・予防制度の手引」、FD・オンライン申告のメリット、Q&Aなどを含む総合的なホームページに改善した。

情報提供を行っていることを、申告・納付説明会で説明し、普及啓発に努めた。また、質問コーナーには約44件の質問があり、速やかに回答した。

平成17年度のアクセス15,051件に対し、平成18年度は23,318件であり、平成17年度比で155%と増加している。

エ 「名称等変更届出書」のオンライン化

「名称等変更届出書」のオンライン化について、説明会等で周知を図った。

平成18年度は1,241件のうち、111件がオンラインによる提出であった。

## 自己評価

ア 申告・納付説明会においては、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することができた。

イ FD・オンライン申告は、入力漏れ防止機能の追加等により、納付義務者の利便性の向上を図ることができた。

申告において誤りの多かった内容については、平成19年度の説明資料に反映させることができた。

また、申告納付説明会の期間中の納付義務者からの問合せにも的確に対応できた。

ウ 賦課金専用ホームページの改善を周知することにより、アクセス件数が平成17年度の15,051件に対し23,318件と大幅に増加した。また、質問コーナーへの問合せにも速やかに対応できた。

エ 「名称等変更届出書」のオンライン化については、説明会等で周知できた。



( 2 ) 都道府県等に対する納付金の納付  
納付申請等に係る事務処理の効率化

【中期計画】

- ア 納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告（以下「納付申請等」という。）に係る提出書類の適正な作成方法等について、随時補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者への周知徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により納付申請等の事務処理日数を平成 15 年度実績に対し、5 年間で 25%削減する。
- イ 都道府県等が行う補償給付費納付金申請等の手続の適正化を図るため、定期的な現地指導を実施する。
- ウ 公害保健福祉事業の積極的な推進を支援するため、都道府県等の事業従事者、関係者等からの情報収集に努め、その結果が事業に反映されるよう、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

【年度計画】

- ア 都道府県等からの提出期限の徹底を図るとともに、前年度にシステム改修したフロッピーディスクによる申請を普及させるなどにより、事務処理日数を平成 15 年度比で 15%削減する。  
また、必要に応じて、補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者へは、引き続き周知徹底を図る。
- イ 現地指導は、原則として、3年に1回のサイクルで実施する。
- ウ 福祉事業の実態調査を通じ情報収集を行い、その結果を必要に応じて、環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

平成 18 年度業務実績

ア 事務処理日数の削減

次の対応を行うことによって、中期計画に定める納付申請等に係る事務処理日数の 25%削減（最終目標）を 2 年前倒しで達成した。

- ア）補償給付事業においては、全県市区（41 県市区）が F D 申請を導入した。
- イ）福祉事業においては、43 県市区のうち 41 県市区が F D 申請を導入した。  
また、平成 17 年度から事業開始となった「水中健康回復事業」及び「インフルエンザ予防接種費用助成事業」について、平成 18 年度より F D 申請ができるように機能を追加した。
- ウ）内部事務処理システムを改良し、操作回数の大幅な減少を図った。

申請等の作成要領、システムマニュアル等について内容の充実を図り、都道府県等に対して周知した。



## (参考1) 申請書等の審査日数

納付金の名称	平成 15 年度	平成 18 年度
補償給付費納付金	136 日	93 日
公害保健福祉事業費納付金	83 日	72 日
計	219 日	164 日
削減率(対 15 年度)	-	25.1%

## (参考2) F D 申請による申請都道府県等

納付金の名称	平成 15 年度	平成 18 年度
補償給付費納付金	37/40	41/41 <sup>1)2)</sup>
公害保健福祉事業費納付金	40/45	41/43 <sup>1)3)</sup>

注1) 平成 16 年度の楠町と四日市市の市町村合併により、平成 17 年度以降都道府県等の母数から 1 件削除した。

注2) 第2種地域の補償給付を実施している県(島根県及び宮崎県)を、平成 18 年度から F D 申請が可能となるようにシステムを改修したことによって母数が 2 件増。

注3) 富山県は、福祉事業の実績がないため母数から 1 件削除した。

## イ 都道府県等への現地指導

現地指導は、3年に1回の実施を原則としているが、本年度においては、環境省の指導監査及び予防事業の指導調査との重複を避け、次の7市区を対象に実施した。

同指導は、障害補償費及び療養手当に重点を置いて行い、補償給付費等が適正に支給されていることを確認した。

## &lt; 現地指導実施状況 &gt;

地域	都道府県等名	実施件数
旧第一種地域	千葉市、新宿区、板橋区、葛飾区、吹田市、堺市、 尼崎市	7 市区

## ウ 国及び都道府県等への情報提供等

次の情報提供及び要望を、都道府県等及び環境省へ行った。

4 市区(大田区、江東区、富士市及び八尾市)への公害保健福祉事業の実態調査(平成 17 年度は 5 市区)を踏まえ、都道府県等に対して、平成 18 年度担当者検討会(環境省主催)及び機構ホームページで、リハビリテーション事業のうち、休日開催のぜん息教室、機能訓練教室、音楽教室等の事例の情報提供を行った。

環境省に対して、県市区からの要望等を踏まえ、リハビリテーション事業の基準額単価の見直し、インフルエンザ予防接種費用助成事業の対象枠の拡大等を提案した。



## 第2章 業務実績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

平成 17 年度担当者検討会（環境省主催）において、インフルエンザ予防接種費用助成事業についての情報提供を行った結果、平成 18 年度に 32 県市区（平成 17 年度 18 県市区）が実施した。

（（資料 - 1 3）公害保健福祉事業実態調査概要（平成 18 年度））

#### 自己評価

ア FD申請がほとんどの県市区で行われたこと、内部事務処理システムの改良等によって、機構内部の事務処理日数の削減目標 25%減を 2 年前倒しで達成することができた。

イ 指導調査の実施によって、補償給付事業に関する事務処理が、適正に行われていることを確認した。

ウ 全都道府県等に有用な情報提供ができた。

また、今後の福祉事業の充実や活性化に資するため、県市区のニーズ及び機構に蓄積した情報を踏まえた提案を環境省にすることができた。

#### 参考データ名

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| （資料 - 1 3）    | 公害保健福祉事業実態調査概要（平成 18 年度） |
| （資料 - 1 4 - ） | 旧第一種地域被認定者数の年度別推移        |
| （資料 1 4 - ）   | 補償給付費納付金の年度別推移           |
| （資料 - 1 5）    | 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移       |



納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減

【中期計画】

ア 都道府県等の納付申請等に係る事務負担の軽減を図るため、電子媒体による申請等の導入を促進する。

現在実施しているフロッピーディスクによる申請については、利用者の意見等を踏まえ、より使いやすいシステムに改善するほか、オンライン申請について都道府県等の意向や実態を把握し、導入を検討する。

イ 都道府県等の事務負担の軽減を図るため、補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を簡略化する。

【年度計画】

前年度にシステム改修したフロッピーディスクによる申請について、電子化未導入の都道府県等に対し重点的に導入の促進指導を実施する。

オンライン申請については、他の都道府県等にも導入等の意向や実態把握を行う。

平成18年度業務実績

F Dによる申請等の導入促進及びオンライン申請の導入検討

補償給付事業においては、全県市区（41 県市区）がF D申請を導入した。福祉事業においては、43 県市区のうち41 県市区がF D申請を導入した。

また、平成17年度から事業開始となった「水中健康回復事業」及び「インフルエンザ予防接種費用助成事業」について、平成18年度よりF D申請ができるように機能を追加した。

福祉事業でF D申請未実施の2 県市（大阪市、岡山県）については、操作の説明、利便性等を十分説明することによって理解が得られ、平成19年度から完全実施となる見通しを得た。

15 県市区がオンライン申請の導入意向を有し、希望していることから、それに対応するプログラムを追加し、これらの県市区のオンライン申請を可能とした。

自己評価

補償給付事業のF D納付システムは、全県市区において導入が完了した。

福祉事業のF D納付システムは、未実施であった県市に導入を働きかけたことによって理解が得られ、平成19年度から完全実施となる見通しを得た。



( 3 ) 公害健康被害予防事業

公害健康被害予防基金運用と事業の重点化

【中期計画】

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。

【年度計画】

- ア 予防基金の運用については、中期計画の内容を踏まえて、平成 18 年度の基本運用方針を策定し、平成 18 年度中に満期償還となる約 47 億円については、中期的な金利見通し、満期償還の平準化、運用利回り及び対象債券のバランス等を勘案して運用を行う。
- イ 事業の重点化・効率化  
 予防基金の運用収入の減少に対応するため、事業分野別に新たに把握したニーズを踏まえ、事業を重点化し、かつ、効率化を図る。

平成 18 年度業務実績

ア 公害健康被害予防基金の運用状況

「平成 18 年度公害健康被害予防基金の運用方針」（以下「運用方針」という。）を策定し、安全かつ有利な運用を行った。

運用方針に基づく運用

中期的な金利見通し、満期償還額の平準化、運用利回り及び保有債券の種別バランス等を勘案した運用を行った。

平成 18 年度運用収入

区 分	平成 18 年度予算額 ( A )	平成 18 年度決算額 ( B )	( B ) - ( A )
収 入	1,415 百万円	1,417 百万円	2 百万円
利 回 り	2.8%	2.8%	

( ( 資料 - 16 ) 公害健康被害予防基金債券運用状況 )



イ 事業の重点化、効率化

予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、中期計画に定める地域住民の健康確保につながる次の事業に重点化し、効率化を図った。

助成事業

健康相談、健康診査、機能訓練事業（ソフト3事業）及び最新規制適合車等代替促進事業に対する要望は、引き続き優先的に採択し、実施するとともに、地方公共団体の要望を踏まえ、ソフト3事業に従事する保健師等の雇い上げを容易にするなどのため助成金交付要綱の基準額を見直し、平成19年度事業に反映させることとした。

（助成事業については、P55の「助成事業の効果的・効率的な実施」を参照。）

知識普及事業

講演会・講習会・ぜん息電話相談事業については、計画的に実施した。また、平成17年度の講演会参加者アンケートで要望のあった最新情報の提供や参加申し込みの際のフリーダイヤルの導入など実施方法を工夫した結果、本年度参加者から高い評価を得ることができた。

（（資料-17）知識普及事業のアンケート結果に基づく事業への反映事例）

自己評価

予防基金の運用

運用方針に基づき、保有債券の種別バランス等を勘案して、安全で可能な限り有利な運用を図ることができた。

助成事業

環境保健分野ではソフト3事業に重点化を図り、また、大気環境の改善分野では最新規制適合車等代替促進事業に対する要望は、引き続き優先的に採択し、それぞれ実施することができた。

知識普及

講演会・講習会・電話相談事業は効率的に事業を実施することができた。

参考データ名

（資料-16） 公害健康被害予防基金債券運用状況

（資料-17） 知識普及事業のアンケート結果に基づく事業への反映事例



### ニーズの把握と事業の改善

#### 【中期計画】

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

#### 【年度計画】

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

### 平成18年度業務実績

平成17年度の事業参加者のアンケート結果を踏まえ、講演会については、映像等で情報提供を行ったほか、参加申込みにフリーダイヤルを導入した。

講習会については、開催要望のあった全ての地方公共団体で実施した上、最新のガイドラインを踏まえた内容で実施した。

( (資料 - 17) 知識普及事業のアンケート結果に基づく事業への反映事例 )

また、平成17年度に実施した「くるま・環境・技術2005」(燃料電池自動車サマースクール、平成17年8月2～3日、名古屋大学にて開催)のアンケート調査結果などを踏まえ、小中学校の児童・生徒を対象に「NO<sub>2</sub>簡易測定キット」を用いた「出前型」の環境学習授業を新たに実施した。

### 自己評価

平成17年度に把握したニーズについて、平成18年度の事業内容に反映することができた。

### 参考データ名

( (資料 - 17) 知識普及事業のアンケート結果に基づく事業への反映事例 )



調査研究事業の実施及び評価

【中期計画】

ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大气汚染の改善に係る課題に重点化を図る。

これにより調査研究費総額を平成 15 年度比で 20%以上削減する。

なお、新規に採択する調査研究課題については、下表に掲げる重点分野とスケジュールにより、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。

区分	重点分野	公募によるスケジュール
環境保健分野	ぜん息等の発症予防・健康回復、環境保健事業のメニューの提案、効果的な実施方法	平成 18 年度から実施する新規調査研究課題について、公募を 17 年度から実施
大気環境の改善分野	幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法	平成 17 年度から実施する新規調査研究課題について、公募を 16 年度から実施

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

【年度計画】

ア 中期計画の内容を踏まえ、

- ・環境保健分野では、「気管支ぜん息発症予防のための日常生活の管理・指導」、「気管支ぜん息患者の長期管理支援、保健指導」や、「COPD患者の増悪回避、QOL向上のための管理・指導」を中心に目的を絞って研究を実施する。調査研究課題については、公募による新規 5 課題のほか、継続研究 1 課題、計 6 課題を実施する。

- ・大気環境の改善分野については、継続研究 4 課題（うち公募 3 課題）を実施する。

なお、調査研究費総額は前年度の額を維持する。

環境保健分野に係る調査研究課題については、平成 18 年度より、公募により 5 課題を実施する。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、環境保健分野の新規課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。



イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

### 平成18年度業務実績

#### ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施

##### 課題の重点化

環境保健分野は、新規公募による3分野5課題のほか、継続研究1課題を加え、計6課題を実施した。

大気環境の改善分野は、継続研究4課題を実施した。

（（資料-18）平成18年度環境保健分野に係る調査研究概要）

（（資料-19）平成18年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要）

調査研究費の総額は171百万円となり、ほぼ平成17年度の額を維持した。

環境保健分野において、平成18年度から新規に実施している調査研究課題については、公募の締め切りから60日以内で課題の決定を行った。また、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図った。

（（資料-20）平成18年度新規調査研究課題の公募について）

#### イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等

調査研究成果について評価・討議するため、研究発表会を開催した。外部有識者による委員会での評価結果とコメントの内容は、各課題の代表者に伝え、平成18年度の調査研究の計画内容に反映した。

また、評価結果を踏まえ「大気汚染改善に資する交通流対策に関する調査」は、平成18年度をもって研究を終了することとした。



(参考)平成17年度実施課題の評価結果

## ア) 環境保健分野

課題名	評価結果(平均)
乳幼児のぜん息ハイリスク群を対象とした診査・介入による事業展開の重点化に関する研究	3.3
気管支ぜん息等の発症・増悪リスクとしての環境要因の寄与の程度に関する研究	4.0
思春期気管支ぜん息患者を対象とした地域連携による保健指導のあり方に関する研究	3.1
成人気管支ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法に関する研究	3.7
高齢のCOPD患者の早期診断、早期治療による発症予防のための地域連携の進め方に関する研究	4.0
気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後に関する研究	3.9

## イ) 大気環境の改善分野

課題名	評価結果(平均)
大気汚染の改善に資する交通流対策に関する調査	2.8
高活性炭素繊維を活用した浄化システムの汎用性及び実用性に関する調査	4.0
局地汚染地域における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の複合的削減のための対策技術に関する調査	3.4
窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス診断装置の実用性に関する調査	3.6

注) 評価は、以下の5段階評価とする。

- ・評価5点 大変優れている。
- ・評価4点 優れている。
- ・評価3点 普通
- ・評価2点 やや劣っている。
- ・評価1点 劣っている。

( (資料 - 21) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について )

調査研究成果は、助成事業や研修事業等の展開にフィードバックさせた。また、成果集を作成して地方公共団体へ配布したほか、機構のホームページ上で公開した。

さらに、国内外での学会や、論文発表などを通じ、学問分野の発展、社会貢献を果たしている。



## 自己評価

### ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施

#### 課題の重点化

環境保健分野は、新規公募による3分野5課題のほか、継続研究1課題を加え、計6課題を実施することができた。

大気環境の改善の分野は、継続研究4課題を実施できた。（うち、1課題は平成18年度をもって終了。）

調査研究費の総額は、ほぼ平成17年度の実績額を維持した。

環境保健分野の公募による新規課題選択は、外部有識者による評価を受けて実施できた。また、課題決定については、公募の締め切りから60日以内で決定することができた。

### イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等

評価結果の平成18年度研究への反映及び研究成果の公表等は計画どおり実施することができた。

## 参考データ名

(資料 - 18) 平成18年度環境保健分野に係る調査研究概要

(資料 - 19) 平成18年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要

(資料 - 20) 平成18年度新規調査研究課題の公募について

(資料 - 21) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について



### 知識の普及及び情報提供の実施

#### 【中期計画】

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。

#### 【年度計画】

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページや予防情報提供誌等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

### 平成18年度業務実績

#### ア 知識普及

##### パンフレットの配布

「すこやかライフ」、「なるほど環境ディクショナリー」など74種類、約354千部をぜん息患者、保健所、医療機関などに配布した。

##### イベント等の実施

ア) 専門家によるぜん息やアレルギーに関する講演会(6カ所で開催)等を開催した。

イ) 一般からのぜん息等の相談に対し、専門医や保健師が無料に対応する電話相談事業を実施した。(相談 1,070件)



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ウ) 水泳がぜん息児の健康回復に効果的であることを普及啓発するため、水泳記録会を2カ所で開催した。(参加者 388 人)

エ) 低公害車フェアを全国6カ所で開催した。(来場者 291,800 人)  
また、「エコライフフェア 2006」に機構ブースを設置し、大気環境の保全や環境にやさしい運転「エコドライブ」に関する情報提供を行った。(来場者 1,374 人)

オ) 12月を大気汚染防止推進月間とし、主に自動車利用者やビル所有者を対象に各種啓発活動を実施した。(月間ポスターの公募については、全国から1,773件の応募があった。)

また、「エコドライブ」を全国に普及させることを目的に、各運輸事業所で行っている取組み内容等を審査し、優秀な事業所を表彰した。さらに、優良事例については、事業者を対象としたセミナー等で紹介を行った。

( (資料 - 2 2) 平成 18 年度知識の普及事業実施状況 )

カ) 知識普及事業に関するアンケートを実施し、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた。

( (資料 - 2 3) 平成 18 年度知識の普及事業に係るアンケート調査結果 )

パンフレット等の見直し

既存のパンフレットについてアンケート調査を実施し、関係学会のガイドラインの改正等に対応して、必要な改訂を行った。

イ ホームページ等による情報提供

ホームページによる情報提供

予防事業の実施状況やイベントの開催等に関する情報を機構ホームページで提供した結果、予防事業に係るサイト(「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」)のアクセス件数(111,609件)は、平成15年度(74,958件)と比較して、大幅な増となった。

また、これまで紙媒体のみの情報提供だった「The Car of Now」(低公害車普及啓発パンフレット)について、ホームページで提供を行った。

予防情報提供誌の発刊

予防情報提供誌(予防事業だより第36号、37号)を作成のうえ関係地方公共団体等に配布し、最新の情報を提供した。

自己評価

ア パンフレットの配布、イベント等の実施による知識普及



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

パンフレット等を地域住民、ぜん息患者、保健所、医療機関等へ配布することができた。講演会・講習会、ぜん息電話相談など重点化した事業については、多くの参加を得るとともに、高い評価を得ることができた。

イ ホームページ及び予防情報提供誌等による情報提供

ホームページのアクセス件数は、平成 15 年度（74,958 件）と比較して、大幅な増となった。

また、予防情報提供誌を作成し、関係地方公共団体等へ最新の情報を提供することができた。

**参考データ名**

（資料 - 2 2 ） 平成 18 年度知識の普及事業実施状況

（資料 - 2 3 ） 平成 18 年度知識の普及事業に係るアンケート調査結果



## 研修の実施

### 【中期計画】

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

### 【年度計画】

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

さらに、より多くの地方公共団体職員が研修に参加できるよう、開催日程や参加方法の見直しを行う。

## 平成18年度業務実績

### (1) 効果的な研修事業の実施

機能訓練研修、保健指導研修（小児・成人）及び環境改善研修を実施したほか、日本小児アレルギー学会の「食物アレルギー診療ガイドライン」の発刊を受けて、新たに栄養指導専門研修を実施した。（受講者数延べ 307 人）

（（資料 - 2 4）平成 18 年度研修事業実施状況等）

### (2) 研修ニーズの把握とカリキュラムへの反映

研修受講者にアンケートを実施し、最新の情報提供やピークフローメーターの使用法等の実習を取り入れるなどの工夫で、5 段階中上位 2 段階の評価が 98%と高い評価を得た。

（（資料 - 2 4）平成 18 年度研修事業実施状況等）

### (3) 開催日程等の見直し

多くの研修生が参加できるよう、週 1 日ずつ 5 回開催した研修を 2 分し連続開催とした。また、全日程参加の条件を 1 日単位に見直した。



### 自己評価

機能訓練研修、保健指導研修（小児・成人）及び環境改善研修に加え、新たに栄養指導専門研修を実施し延べ 307 人の参加を得た。アンケート結果をカリキュラムに反映させることができ、多くの受講者より「大変有意義であった」又は「有意義であった」との高い評価が得られた。

### 参考データ名

（資料 - 2 4 ） 平成 18 年度研修事業実施状況等



助成事業の効果的・効率的な実施

【中期計画】

ア 助成事業の重点化

）環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

さらに、調査研究の成果を事業内容に反映させていくこととする。

）大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。

なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成 16 年度に必要な見直しを行うこととする。

イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を推進し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

また、オンライン申請等システムと内部事務処理システムを連動させることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成 15 年度実績に対し、5 年間で 20%削減する。

【年度計画】

ア 助成事業の重点化

）環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。さらに、地方公共団体の担当者が出席する実務者連絡会議については、事例発表などの情報交換を積極的に行い、事業の効果的な実施に努める。

さらに、より多くの住民が事業に参加できるよう、地方公共団体と共同で事業の紹介を行う。

）大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、最新規制適合車等への代替促進等局地的な大気汚染地域の改善につながる事業を引き続き実施する。

また、民間事業者への最新規制適合車への代替促進を図るため、助成内容の見直しを図るとともにトラック事業者等に対し、広報を積極的に行う。

なお、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、低公害車普及(助成)事業については廃止する。



イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインシステムを活用し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。  
また、オンライン化が不可能な地方公共団体に対し、フロッピーディスクによる電子申請も受け付けることとし、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成17年度実績に対して短縮を図る。

#### 平成18年度業務実績

##### ア 助成事業の重点化

）予防基金の運用益が減少するなか、環境保健事業については、健康相談、健康診査、機能訓練事業（ソフト3事業）に対する地方公共団体からの要望を優先的に採択することにより重点的に実施した。

また、地方公共団体の担当者が出席する実務者連絡会議では、事例発表などの情報交換を積極的に行った。

さらに、より多くの住民が事業に参加できるよう、地方公共団体と共同で事業の紹介を行った。

）大気環境の改善事業として実施している最新規制適合車等代替促進事業については、「新長期規制適合車の購入に対する助成率等の条件」を平成17年度内に定め、これを適用して行った。

・地方公共団体（平成17年10月から実施） 購入価格の1% 2%

・民間事業者（平成18年4月から実施） 購入価格の1% 3%

また、民間事業者への最新規制適合車への代替促進を図るため、地方公共団体を通じて、トラック事業者等に対し、広報を積極的に行った。

なお、低公害車普及事業は、国等の補助制度が大幅に充実されてきたことなどを踏まえ、平成18年度より廃止した。

（（資料 - 25）平成18年度助成事業実施状況）

##### イ 助成金交付申請等手続きの電子化等

オンラインやフロッピーディスクによる申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、中期計画に定める事務処理日数の20%削減（最終目標）を達成した。

#### 自己評価

##### ア 助成事業の重点化

###### ）環境保健分野

ぜん息予防等に係る事業の中心であるソフト3事業を重点的に実施するとともに、調査研究の成果を事業に反映させることができた。

###### ）大気環境の改善分野

最新規制適合車等代替促進事業については、「新長期規制適合車の購入に対する助成率等の条件」を平成17年度内に定め、これを適用して行うことができた。



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

イ 助成金交付申請等手続の電子化等

オンライン申請等システムと内部事務処理システムの活用により、中期計画に定める事務処理日数の20%削減（最終目標）を達成できた。

**参考データ名**

（資料 - 25） 平成18年度助成事業実施状況



## 2 地球環境基金業務

### (1) 助成事業に係る事項

#### 助成の固定化の回避

##### 【中期計画】

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

##### 【年度計画】

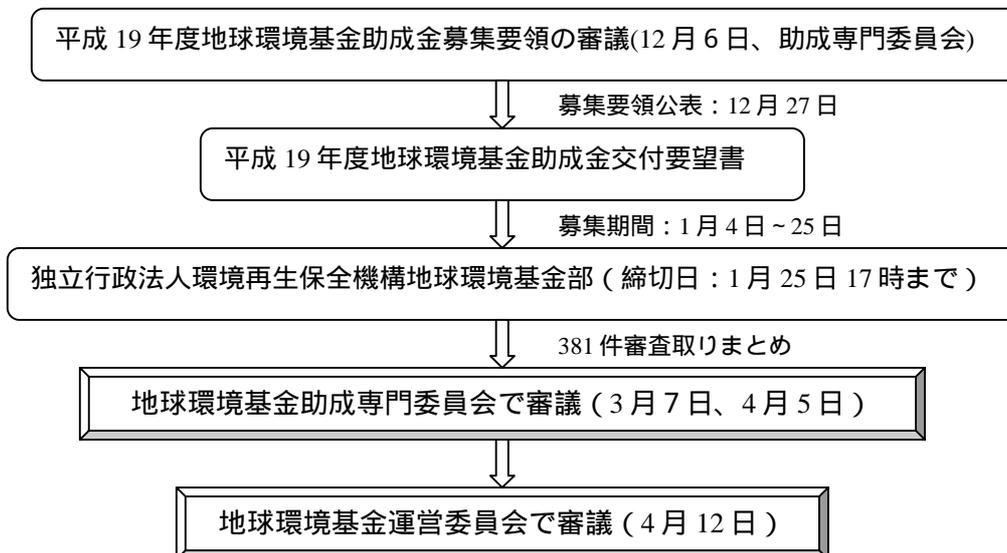
一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

### 平成18年度業務実績

平成18年度地球環境基金助成金交付において、採択件数170件中3年を超える助成案件はなかった。

なお、平成19年度地球環境基金助成金交付要望募集要領においても、助成対象活動への助成継続年数の限度として、「一つの活動に対する助成期間は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。」旨を明記し、平成18年12月に公表した。

地球環境基金助成金交付要望の採択までの流れ図（平成19年度助成金採択に係る例）



(参考)

平成19年度採択件数176件中、同一活動に係る継続3年超の件数0件



## 第2章 業 務 実 績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

平成 18 年度地球環境基金助成金の採択審査を厳正に履行した結果、採択件数 170 件中 3 年を超える助成案件はなく、年度計画を達成することができた。

なお、同一活動に係る助成継続年数の取扱いについて、平成 19 年度地球環境基金助成金交付要望募集要領にも明記した。



助成の重点化等

【中期計画】

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。

【年度計画】

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。

また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。

平成18年度業務実績

(1) 助成対象分野及び海外助成対象地域の重点化

平成18年度採択案件において、海外助成案件55件中アジア太平洋地域(45件)の件数は全体の82%を占めている。

なお、平成19年度地球環境基金助成金交付要望募集要領においては、以下のとおり明記した。

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に重点化を図る。

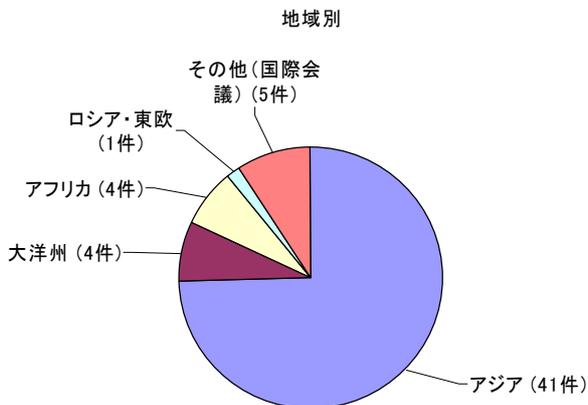
海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。

((資料-26)平成19年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項)

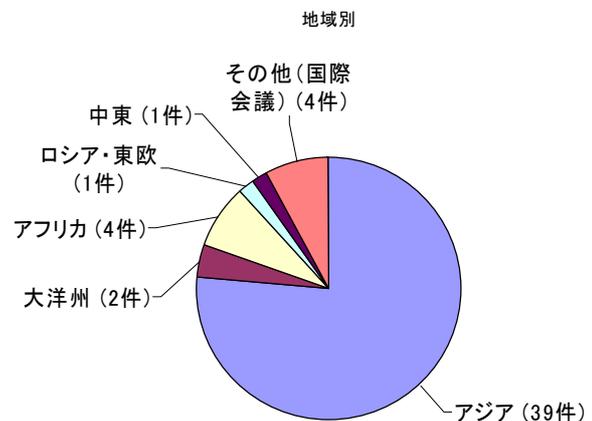
(参考)

平成19年4月における採択案決定時において、海外助成案件51件中アジア太平洋地域(41件)の件数は全体の80%を占めている。

平成18年度



平成19年度





第2章 業務実績  
国民に対して提供するサービスその他の業務の質  
の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(重点配慮事項)

活動分野：地球温暖化防止、自然環境保全（環境保全型農業を含む。）、循環型社会形成

分野横断的活動：地域パートナーシップに基づく環境保全活動、環境教育等の人づくり、国際的な環境保全活動

助成対象地域：アセアン地域などのアジア太平洋地域での活動を中心

((資料 - 27) 海外採択一覧(平成18年度、平成19年度))

((資料 - 28) 助成金交付手続きのフロー(平成18年度))

(2) 第三者による事後評価

平成18年8月の評価専門委員会において、平成17年度に実施したプレ評価報告の決定、平成18年度の事後評価先の選定及び評価視点の検討を行った。

事後評価先として、国内(12団体)及び海外(2団体)を選定し、平成18年11月～平成19年3月にかけて実施した。

(参考) 平成17年度プレ評価結果

活動名	フィールド	評点
新旭町をケーススタディにした菜の花プロジェクトの「サステイナブル・デザイン」構築	滋賀県高島市	C
地域グリーン経済の創出に向けた実践活動	滋賀県野洲市	B
海岸法の改正における日本の自然海岸の保全と実践的啓発活動	静岡県(遠州灘海岸域)	B
NPOと学校の協働による学区環境改善システムの探求	静岡県内(学校・公園など)	C
有給職員を有し、専門性と継続性をもった環境NPOの個別支援・育成事業	東海地方(愛知県、岐阜県、三重県)	B
インドネシア農村部に適切的なバイオマスのエネルギー利用モデルの形成(その2) - 開発したモデルの改善と周知・普及 -	インドネシア共和国ジョグジャカルタ特別区	A
エビ養殖池開発で失われたマングローブ林の大規模再生事業	タイ王国ナコンシタマラート地区	B

評点は、以下の5段階評価とする。

- ・評点A ⇒極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・評点B ⇒ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・評点C ⇒普通的水準・状況・結果である。
- ・評点D ⇒やや不十分な水準・状況・結果である。
- ・評点E ⇒極めて不十分な水準・状況・結果である。

((資料 - 29) 地球環境基金助成事業評価の流れ図)

((資料 - 30) 平成18年度事後評価対象団体一覧)

((資料 - 31) 平成18年度事後評価の視点)

((資料 - 34) 平成17年度プレ評価結果)



## 自己評価

平成 18 年度採択案審査の過程において、年度計画に沿って助成対象分野及び対象地域の重点化を図り、平成 19 年度の募集要領においても、助成対象分野及び対象地域の重点化を図る旨明記した。

また、評価専門委員会において、平成 17 年度に実施したプレ評価報告を決定し、ホームページで公表したほか、平成 18 年度の事後評価を計画どおり実施することができた。

今後、助成専門委員会への提言に向けて、評価専門委員会で事後評価結果を取りまとめることとなる。

## 参考データ名

- (資料 - 2 6 ) 平成 19 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項
- (資料 - 2 7 ) 海外採択一覧(平成 18 年度、平成 19 年度)
- (資料 - 2 8 ) 助成金交付手続きのフロー(平成 18 年度)
- (資料 - 2 9 ) 地球環境基金助成事業評価の流れ図
- (資料 - 3 0 ) 平成 18 年度事後評価対象団体一覧
- (資料 - 3 1 ) 平成 18 年度事後評価の視点
- (資料 - 3 4 ) 平成 17 年度プレ評価結果



処理期間の短縮

【中期計画】

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。

【年度計画】

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、振込日を増やすなどにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間の短縮を図る。

平成18年度業務実績

支払処理期間の短縮については、助成団体から提出される支払申請書の内容を精査の上、審査完了したものを各振込日の7日前に経理部門へ回し、処理期間の短縮を図ったことにより、中期計画における平均処理期間の短縮を図った。

平成15年度処理期間 平均日数(a)	平成18年度処理期間 平均日数(b)	短縮率 {1 - (b/a)} × 100
31.24日	27.79日	11%

注) 平成16年度 30.53日(短縮率: 2%)  
平成17年度 28.71日( " : 8%)

(参考)

支払回数	申請締切日	振込日	処理件数
第1回	平成18年7月31日	平成18年8月25日	54件
		平成18年8月31日	41件
第2回	平成18年10月2日	平成18年10月25日	59件
		平成18年10月31日	47件
第3回	平成18年11月20日	平成18年12月15日	60件
		平成18年12月22日	39件
第4回	平成19年2月26日	平成19年3月23日	72件
		平成19年3月30日	62件
第5回	平成19年3月30日	平成19年4月27日	152件

注) 支払いは、領収書に基づき精算払いで行い、各振込日の7日前までに審査完了する。



## 第2章 業務実績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

処理期間の短縮については、中期目標・中期計画に定められた10%の目標を達成することができた。

今後とも、助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、振込日の分割を継続し、支払申請書受付から支払いまでの1件当たりの平均処理期間を維持していきたい。



### 第三者機関による評価を踏まえた対応

#### 【中期計画】

民間団体の代表者等の参加を得た委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。

#### 【年度計画】

民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。

### 平成18年度業務実績

#### (1) 事前審査

平成18年度助成金交付について、助成専門委員会（平成18年4月4日）において助成金交付要望に係る審査を行い、171件の採択案（事後1件が取り下げられ、交付決定件数は170件）を得て600百万円の交付決定を行い、結果をホームページ等で公表した。

助成対象	交付額(百万円)
イ．国内民間団体による開発途上地域の環境保全活動 48件	209.3
ロ．海外民間団体による開発途上地域の環境保全活動 7件	25.3
ハ．国内民間団体による国内の環境保全活動 115件	365.5

（（資料-32）平成18年度助成金採択案件の内訳）

（（資料-33）平成19年度助成金採択案件の内訳）

なお、平成19年度地球環境基金助成金交付については、助成専門委員会（平成18年12月6日開催）において、地球環境基金助成金交付に係る具体的な募集要領、審査方針を策定し、募集に応じて提出された要望案件（381件）について、助成専門委員会（平成19年3月7日）で審査を行った。

その結果、平成19年4月開催の助成専門委員会及び地球環境基金運営委員会において採択審査を行い、その結果はホームページ等で公表した（平成19年4月20日）。

#### (2) 事後評価

平成17年度の事後評価として試行したプレ評価結果をホームページで公表（平成19年2月26日）するとともに、評価専門委員会からの要請を踏まえ、助成専門委員会に諮り、平成19年度募集案内中の書式の記載例に反映させた。

また、国内12団体、海外2団体を選定し、平成18年11月から平成19年3月にかけて事後評価を実施した。



## 第2章 業務実績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ( (資料 - 3 4) 平成 17 年度プレ評価結果 )
- ( (資料 - 3 5) 平成 19 年度助成金交付要望にかかるお願い )

#### 自己評価

募集要領及び審査方針の策定・審査、採択結果の公表は、計画どおり実施することができた。

また、評価専門委員会において、平成 17 年度に実施したプレ評価報告を決定し、ホームページで公表するとともに、平成 18 年度の事後評価を計画どおり実施することができた。

さらに、評価専門委員会からの要請を踏まえ、書式の記載例に反映した。

#### 参考データ名

- (資料 - 3 2) 平成 18 年度助成金採択案件の内訳
- (資料 - 3 3) 平成 19 年度助成金採択案件の内訳
- (資料 - 3 4) 平成 17 年度プレ評価結果
- (資料 - 3 5) 平成 19 年度助成金交付要望にかかるお願い



### 利用者の利便向上を図る措置

#### 【中期計画】

- ア 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより年度の早い時期に助成案件の内定及び交付決定通知を行う。
- イ 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ & Aを充実すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。
- ウ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。

#### 【年度計画】

- ア 前年度の検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で募集及び内定を行い、交付決定を行う。
- イ 助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ & Aの充実等を推進する。
- ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで速やかに紹介し、より広範な情報提供を行う。

### 平成18年度業務実績

ア 平成18年度地球環境基金助成金については、速やかに募集（平成18年1月4日～1月25日）を行い、助成案件の内定（同年4月18日）後、内定団体説明会（同年5月19日～30日の交付申請書の提出に当たっての団体との打合せ）を経て、同年7月3日付けで交付決定通知を送付した。

また、平成19年度地球環境基金助成金交付要望募集要領の作成に当たって、利用者サイドに立って分かりやすいものとなるよう募集案内の体裁、様式等の見直しを行った。

（参考）平成17年度 内定 平成17年4月20日  
交付決定 平成17年7月8日

イ 平成18年度地球環境基金助成金に係る募集案内等は平成17年12月下旬にホームページに掲載し、平成19年度地球環境基金助成金募集に関しても、審査方針等が決定次第、募集案内及び申請書様式（ダウンロード可）等の情報について、ホームページに掲載した。（平成18年12月26日）

また、助成金等に係るQ & Aや支払申請適用為替レートも掲載し、利便性の向上を図った。

ウ 平成18年度に交付決定した助成先団体一覧については、ホームページ（8月）及び地球環境基金便り（9月）で公表した。



## 第2章 業 務 実 績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

作成した平成 17 年度活動報告集を平成 18 年 11 月に関係機関や団体等に配布し、併せてホームページに掲載し、広く情報提供を行った。

(参考) 助成金等に係る平成18年度ホームページへのアクセス件数

助成金について	17,586 件
報告書、ニュースレター、ビデオ	2,551 件

#### 自己評価

募集時期、内定及び交付決定の早期化を進めることができた。また、利用者サイドに立って募集案内の内容、様式等の見直しを行い、募集案内、申請様式及び助成団体一覧等の提供を年度計画どおり実施することができた。

今後とも、内定等の時期を同水準で維持するとともに、速やかに情報提供を行っていきたい。



(2) 振興事業に係る事項  
調査事業の重点化

【中期計画】

調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

【年度計画】

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに民間団体等のニーズ調査方法等について引き続き検討を行う。

平成18年度業務実績

調査事業については、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿って、次の事業を実施した。

(1) 環境保全に関する協働活動推進モデル事業（環境創造リーグ事業）

環境保全上の課題を解決し、効果的な環境保全活動を継続していくためには、その地域の住民、環境NGO等の民間団体、企業、行政等が、協働して活動を実施するための枠組み（環境創造リーグ）の構築が重要である。

このため、新たな組織の設立と運営のモデル事業（5年計画）として、具体的な協働活動計画の策定のほか、組織の自立過程の課題と解決方策の整理を行うこととし、三つの地域で事業を実施した。

神奈川地区（4年目）、三重地区（4年目）、愛知・三重・岐阜地区（3年目）

(2) 環境NGO総覧作成等

約4,400団体から得たデータを基に作成した「平成18年版環境NGO総覧」の冊子版及びCD版を全国のNPOセンター、自治体、図書館等に配布（11月）したほか、ホームページで公開した。

なお、関係団体からの要請に基づき、掲載データの修正及び追加登録（新規登録を含む。）を随時行った。

また、民間団体等のニーズを把握するため、「環境NGOと市民の集い」等の講座において、アンケート調査を実施した。

（（資料-36）平成18年版環境NGO総覧の送付状況）

（（資料-37）民間団体等からのニーズ一覧）



## 第2章 業務実績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

環境創造リーグについては、中央環境審議会中間答申「環境保全活動の活性化方策について」（平成14年12月17日）を踏まえた調査研究として、平成15年度から実施しており、神奈川地区及び三重地区は4年目、愛知・三重・岐阜地区は3年目として、各地域の状況に応じた環境創造リーグの構築が進んでいる。

また、ニーズ調査方法として、講座等を活用して民間団体等からニーズを把握することができた。

#### 参考データ名

- (資料 - 36) 平成18年版環境NGO総覧の送付状況
- (資料 - 37) 民間団体等からのニーズ一覧



研修事業の効果的な実施

【中期計画】

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

【年度計画】

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を検討する。

平成18年度業務実績

研修事業は、11種・30講座（環境NGOと市民の集い（8開催）、シンポジウム（2開催）を含む。）を開催し、講座受講者等に対し、カリキュラム等の評価及びニーズの把握のためのアンケート調査を実施した。

また、平成17年度のニーズ調査結果を基に、新規講座として「国際環境保全型農業シンポジウム」、「環境NGO活動入門講座」などを開催したほか、「漫画で伝える環境NGOの姿」、「Let'sエコボランティア&エコ就職」など地域の特徴を生かしたカリキュラムに反映させるとともに、トピックとしての「外来生物対策シンポジウム」を開催した。

アンケート回答者のうち、全ての講座において有効回答者の70%以上から「有意義であった」との評価を得た。

区分	種類	講座数	参加者数 (人)	アンケート 回収数	回収率(%) $c=b/a \times 100$	有意義 回答数(人)	有意義 回答率(%) $e=d/b \times 100$
			a	b		d	
環境NGOと市民の集い	1種類	8開催	(1,047) 856	(460) 272[326]	(44) 38	(387) 265	(84) 97
シンポジウム	2種類	2開催	400	119[136]	34	116	97
研修講座	8種類	20講座	(509) 529	(355) 385[429]	(70) 81	(350) 382	(99) 99
全体	11種類	30講座	(1,556) 1,785	(815) 776[891]	(52) 50	(737) 763	(90) 98

注)1.上段( )書きは、前年度の数値で、アンケート回収数には無効回答数を含む。

2.アンケート回収数欄の[ ]書きは、無効回答を含む数値である。

3.回収率は、無効回答数を含む。

4.有意義回答率は、無効回答数を除く。



## 第2章 業務実績 国民に対して提供するサービスその他の業務の質 の向上に関する目標を達成するためとるべき措置



環境NGOと市民の集い（関東 part-2）



外来生物対策シンポジウム



- （（資料 - 38）平成 18 年度地球環境市民大学校アンケート結果）
- （（資料 - 39）平成 18 年度地球環境市民大学校開催内容一覧）

### 自己評価

アンケート結果として、すべての講座で有効回答者の 70%以上から「有意義であった」との高い評価を得ることができた。

また、平成 17 年度のニーズ調査結果を基に、新規講座として「国際環境保全型農業シンポジウム」、「環境NGO活動入門講座」などを開催したほか、「漫画で伝える環境NGOの姿」、「Let's エコボランティア&エコ就職」など、地域の特徴を生かしたカリキュラムに反映させるとともに、トピックとしての「外来生物対策シンポジウム」を開催した。

アンケート結果をカリキュラム、新規講座の企画等に一層反映・活用するため、回収率を高めるよう努めていきたい。



## 第2章 業 務 実 績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 参考データ名

- (資料 - 38) 平成 18 年度地球環境市民大学校アンケート結果
- (資料 - 39) 平成 18 年度地球環境市民大学校開催内容一覧



### (3) 地球環境基金の運用等について

#### 【中期計画】

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

#### 【年度計画】

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、前年度成約したファミリーマートからの募金受入に加え、中期計画に基づき、積極的に募金等の活動を行う。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

### 平成18年度業務実績

#### (1) 募金活動等

地球環境基金事業の役割に対する一層の理解が得られるよう、ホームページや広報誌に寄付の方法や基金の造成状況、助成件数や助成金の推移を掲載したほか、ご寄付を頂いた方々の名称・氏名を掲載した。

また、引き続き募金箱設置の呼びかけの実施、環境関連イベント、機構が行う研修講座等の場を活用した募金活動を行った。

さらに、民間企業からの寄付金受入れに関し、積極的な活動を行った。具体的には、(株)ファミリーマートから多額の寄付を受け入れたほか、大口寄付としてLIFEBOAT(映画「日本沈没」制作委員会が設立した寄付制度)、(株)白洋舎等からの寄付受入れを行った。

以上の結果、平成18年度の寄付金受入総額51,418千円を加えて、平成16年度からの累計額が80,961千円となり、中期計画に掲げた目標額(平成15年度末までの5カ年間の出えん金の総額64,207千円)を達成することができた。

平成16年度：15,431千円

平成17年度：14,112千円

平成18年度：51,418千円



第2章 業務実績  
国民に対して提供するサービスその他の業務の質  
の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

地球環境基金造成状況

(単位：件、百万円)

区分		5～8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	累計
政府	件数	4	3	2	2	3	2	0	0	0	0	0	16
	金額	4,000	1,000	900	500	2,500	500	0	0	0	0	0	9,400
民間等	件数	1,217	238	464	994	883	690	475	392	877	372	665	7,267
	金額	3,257	431	482	11	8	18	13	13	15	14	51	4,314
合計	件数	1,221	241	466	996	886	692	475	392	877	372	665	7,283
	金額	7,257	1,431	1,382	511	2,508	518	13	13	15	14	51	13,714

注) 累計金額と各年度における金額の積算値とは、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(2) 基金運用状況

平成18年度中に満期を迎えた財政融資資金預託金(1,660百万円)について、安全かつ有利な運用に努めた。

(参考) 地球環境基金運用状況(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円、%)

	期末残高	構成割合	利子	利率
新生銀行(長期信用債券)	750	5.5	3	0.35
財政融資資金預託金	12,945	94.5	186	1.44
計	13,695	100.0	189	1.38

自己評価

民間企業からの寄付金受入れに関し積極的に活動した結果、基金創設以降、最大の寄付金額(公益補助金を除く。)となり、中期計画における寄付の受入目標額を3年で達成することができた。引き続き基金の拡充に向けて、募金等の活動に努めていきたい。

また、地球環境基金の運用については、安全かつ有利な運用を行うことができた。

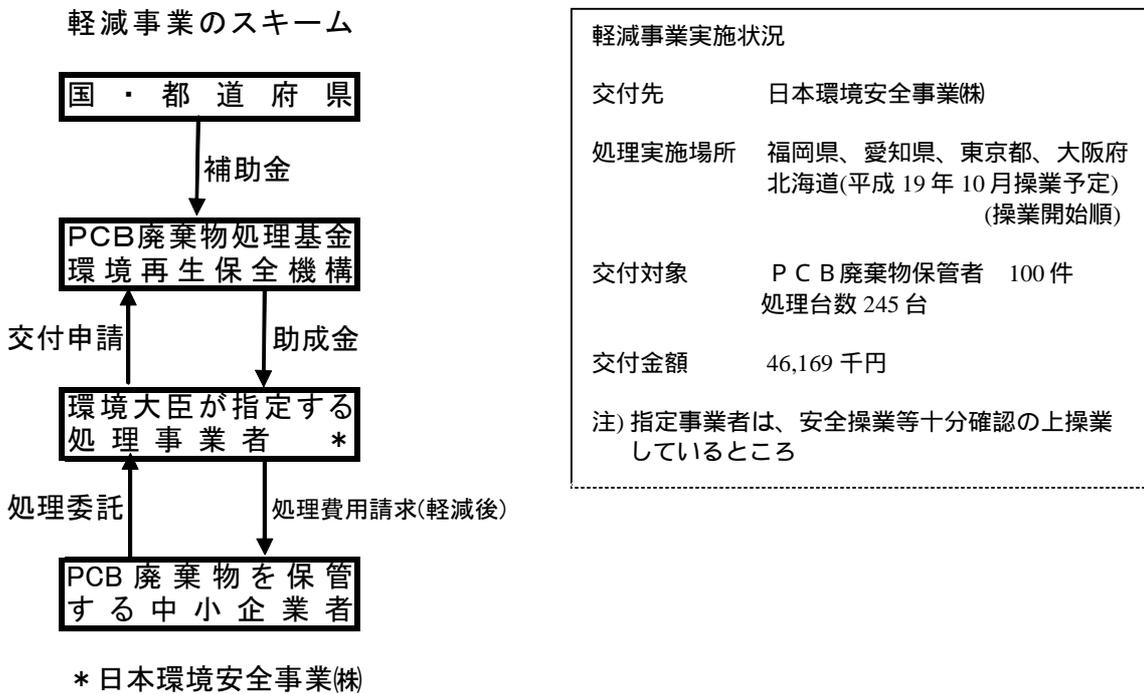


### 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務

<p><b>【中期計画】</b> 助成金交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。</p> <p><b>【年度計画】</b> 助成金交付の透明性・公平性を確保するため、事業の採択並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。</p>
--

#### 平成18年度業務実績

環境大臣が指定する処理事業者から提出される助成金交付申請を受けて採択した軽減事業（中小企業者等の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の軽減）について、処理実績報告に基づき、中小企業者等であることを確認の上、助成金を交付した。実施状況についてはホームページで公表（平成18年7月27日、平成18年10月3日、平成18年12月28日、平成19年3月30日）した。



((資料-40)ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務について)



## 第2章 業 務 実 績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

助成金交付要綱に基づいて事業を採択し、助成金を円滑に交付するとともに、助成対象事業の実施状況についてホームページで公表することができた。

#### 参考データ名

(資料 - 40) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について



#### 4 維持管理積立金の管理業務

##### 【中期計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

##### 【年度計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

#### 平成18年度業務実績

当該積立者を管理する都道府県に対し、維持管理積立金の積立状況を通知（平成18年6月20日）した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第42号）及び同法に基づく政省令の改正により、維持管理積立金制度の適用外となっていた最終処分場が、平成18年4月1日より当該制度の対象となったほか、都道府県からの設置事業者に対する積立て指示の通知が8月末から12月末まで4ヵ月繰り延べされたこと等を受け、維持管理積立金管理細則の改正を実施した（平成18年12月）。

具体的には最終処分場の設置事業者による積立期限を1月末から2月28日に繰り延べるとともに、利息の払渡時期を3月1日以降から4月1日以降に繰り延べるものである。

その結果、維持管理積立金の積立者（以下「積立者」という。）への通知件数が前年度までの対象数80件から1,212件へと大幅に増加するとともに、積立者の積立期限までの期間が5ヶ月から2ヶ月に大幅に短縮された中で、積立者に対し、積立金の払込み等について通知した（1,212件）。

積立者が大幅に増加し、入金及び払込み確認並びに遅延積立者の確認等の事務処理が同時併行的に発生する中で、運用利息額等の通知及び預り証書の発行を的確に実施した。

なお、平成18年度末における積立金残高は、20,714百万円となっている。

（（資料 - 41）維持管理積立金業務について）

#### 自己評価

積立者の大幅増加に伴う積立金の払込みの通知は、適切に行うことができた。また、入金及び払込み確認等の事務処理が同時併行的に発生する中で、運用利息額等の通知については的確に実施することができた。

#### 参考データ名

（資料 - 41） 維持管理積立金業務について



5 石綿健康被害救済業務

( 1 ) 制度に関する情報提供

【中期計画】

救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、确实かつ広範な広報を実施する。

石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。

制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。

また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようにマニュアルの整備を図ることにより、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。

無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、情報内容の改善を図るとともに、制度運営状況について公表する。

【年度計画】

救済制度について、広報実施計画を定め、対象者に応じたポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、确实かつ広範な広報を実施する。

石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。

制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や、機構内に相談窓口を設け来訪者に対し制度及び申請手続きの説明を行う。

また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようマニュアルを整備する。

無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し整理するとともに、制度の運営状況について公表する。

平成18年度業務実績

救済制度について、広報対象ごとに媒体を選択した広報実施計画を定め、同計画に従って、次のとおり広範な広報を実施した。

( (資料 - 4 2 ) 石綿健康被害救済制度平成18年度広報実施計画 (概要) )

ア) 一般向け広報

全国紙、地方紙を媒体として、制度の周知徹底に努めた。

「主な広報媒体」

・全国紙

半2段(朝日3回、読売、毎日:各1回)掲載:平成18年8月

全7段(朝日、読売、毎日、日経、産経:各2回)

掲載:平成18年11月~19年3月



## 第2章 業務実績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### ・地方紙

半2段(全49紙:各1回)掲載:平成18年7月

#### ・重点地域広報(尼崎市、泉南市等16地域)

リビング紙、新聞折込広告(10月~3月)

#### ・週刊誌(1頁:発行日)

週刊朝日:11/29、1/6、1/30、サンデー毎日:3/20

Weekly読売:3/26、週刊文春:3/29、週刊新潮:3/29

#### ・交通広告(2月末~3月上旬)

阪神電鉄バス 側吊広告(尼崎市、西宮市、神戸市、大阪市)

奈良交通バス 側吊広告(奈良県、京都府南部、大阪市の一部等)

#### イ) 医師への広報(医師向け専門誌による広報)

専門誌の対象分野に着目し、医師の購読率の高い専門誌に8月より順次広報を実施した。

・medicina(内科臨床誌) (発行日 9/10、10/10)

・呼吸と循環 (発行日 8/15、9/15、10/15)

・日本胸部臨床 (発行日 8/20、9/20、10/20)

**石綿(アスベスト)健康被害者及びご遺族の方へお知らせします。**

**【法律により、医療費等の救済給付が受けられます。】**

平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。労災保険法等で補償されない石綿(アスベスト)による中皮腫や肺癌を発症している方及びこの法律の施行前(この前の疾病により死亡された方)のご遺族に対して、医療費等の救済給付が支給されます。

●申請書の交付について  
独立行政法人環境再生保全機構もしくは医療費請求支援事務所又はお近くの保健所等にご相談の上、申請書の手続きを行ってください。なお、申請等に当たっては、医学的見解が必要となります。詳しくは環境再生保全機構ホームページにも掲載しています。

救済給付の内容と給付額		
認定された方への給付	この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付	その他の給付
医療費……(自己負担分) 埋葬費……(前120万円/月) 葬具料……(前20万円)	特別医療費……(280万円) 特別葬具料……(前20万円)	救済給付調整金

この法律の施行(平成18年3月27日)に、これらの疾病に罹患して死亡された場合、生前に認定申請を行なっていなければ、救済給付は支給されません。現在、石綿(アスベスト)による中皮腫や肺癌にかかっている方は、早急に申請することをお勧めします。

お問い合わせ先: 独立行政法人 環境再生保全機構  
〒103-8568 東京都中央区新富1-1-1 環境再生保全機構ビルディング  
TEL 0120-389-931  
環境再生保全機構ホームページ <http://www.arena.go.jp>

(サンデー毎日 3/20 発行掲載例)

**石綿(アスベスト)健康被害者及びご遺族の方へ。申請はお早めに。**

**法律より、医療費等の救済給付が受けられます。**

平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。労災保険法等で補償されない石綿(アスベスト)による中皮腫や肺癌を発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病により死亡された方のご遺族に対して、「医療費等の救済給付」が支給されます。

救済給付の内容と給付額		
認定された方への給付	この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付	その他の給付
医療費……(自己負担分) 埋葬費……(前120万円/月) 葬具料……(前20万円)	特別医療費……(280万円) 特別葬具料……(前20万円)	救済給付調整金

●注意ください  
この法律の施行(平成18年3月27日)に、これらの疾病に罹患して死亡された場合、生前に認定申請を行なっていなければ、救済給付は支給されません。現在、石綿(アスベスト)による中皮腫や肺癌にかかっている方は、早急に申請することをお勧めします。

環境再生保全機構ホームページ <http://www.arena.go.jp>  
独立行政法人環境再生保全機構 TEL 0120-389-931

(日本経済新聞 3/17 朝刊掲載例)

#### ウ) 患者及び家族等への広報

通院若しくは入院している患者及びご家族の方向けに、広報を実施した。

・ヘルス&ケア (発行日 9/1、10/1)

・がんサポート (発行日 9/16、10/16)

・きょうの健康 (発行日 10/16)

・がん治療最前線 (発行日 10/16)



エ) 医療機関、医療関係者等への広報

下記の機関に中央環境審議会の作成した「医学的判定に係る資料に関する留意事項」及び当機構作成の「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」を送付し、情報の周知方を依頼した。

・医療機関（512 箇所）

日本呼吸器学会、日本肺癌学会、日本医学放射線学会、日本病理学会 等

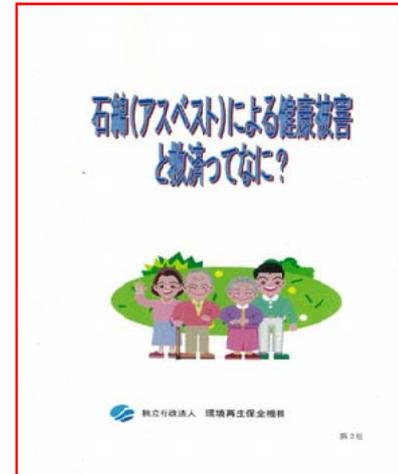
・地方環境事務所及び保健所（748 箇所）

オ) 自治体等との連携により延べ 8 回の講演会を実施

カ) 一般向け冊子の作成

石綿による健康被害を受けられた方及びその遺族の方に対し、救済制度についてご理解いただくために、Q & A 形式による「石綿（アスベスト）による健康被害と救済ってなに？」を 12,000 部作成・配布すると共にホームページに掲載した。

キ) 医療機関及び保健所等での活用を想定した救済制度に関する DVD の製作に着手



石綿健康被害者及びその遺族等の方が速やかに手続きが行えるように、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置き、機構ホームページに申請手続、記載例等を掲載するほか、次の措置を講じた。

ア) 平成 17 年度に作成した手引「石綿による健康被害救済給付の手引（全体版）」と同分冊（「現在療養中の方へ」及び「法施行前に亡くなられた方のご遺族へ」）を改訂し、保健所向け説明会で使用するとともに保健所に配布した。

イ) 都道府県等、地方環境事務所への配布を目的とした 2 種類の手引き「認定申請を行い、認定前に亡くなられた方のご遺族等へ」及び「認定後に亡くなられた方のご遺族等へ」を作成した。

ウ) 機構ホームページに、必要に応じ次のような掲載内容の追加・改訂を行った。

時期	追加、改訂した主な内容
7 月	受付保健所等一覧を掲載
	「医学的判定に係る資料に関する留意事項」の掲載
	石綿健康被害医療手帳の見本掲載
3 月	「医学的判定に係る資料に関する留意事項」の改訂について
	「判定様式」の改訂について

エ) 石綿（アスベスト）健康被害（救済給付）サイトへのアクセス数  
約 7 万 5 千件（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）

制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や、相談窓口を設け、制度及び申請手続きの説明を行った。



## 第2章 業務実績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるように、保健所担当者向け説明会を開催するとともに、担当者の要望等を調査し、マニュアル（「石綿による健康被害の救済に係る委託業務取扱要領」）の改訂に反映させた。

ア) 無料電話（フリーダイヤル）や、機構本部及び大阪支部に設置した相談窓口において、制度及び申請手続きなどについての相談に対応した。

なお、6月15日より関西地区以西は大阪支部で受付をできるようにし、より身近で細やかな案内ができるように改善した。

相談件数（平成18年4月1日～平成19年3月31日。大阪支部分を含む。）

電話相談：10,737件

窓口相談：127件

計：10,864件

（（資料-43）電話相談件数月別推移）

イ) 保健所担当者向け説明会を、北海道地区ほか全国7箇所で4月に実施した。

（参加人員延べ484人）

（（資料-44）保健所担当者向け説明会開催一覧）

・このほか、保健所・保健師に対する研修の場を活用し（7回）、各種パンフレット類を来場者に配布した。

ウ) 保健所と申請・受付に関する業務委託契約を締結した。（契約自治体数：127）

エ) 保健所等における申請受付業務を迅速かつ適切に行っていくため、保健所等に対して制度や受付業務に係る理解度、要望等を把握するためのアンケート調査を実施した。（12月）

アンケート対象数：621

アンケート回答数：581（回答率 94%）

アンケートの結果、受付時のチェック作業が煩雑であるとの意見が多かったこと等を踏まえて、チェック作業をより効率的に行えるように、「石綿による健康被害の救済給付に係る委託業務取扱要領」の改訂版を作成・配布した。（3月）

（（資料-45）保健所等に対するアンケート調査結果）

オ) 保健所に対し、業務の迅速な処理への協力依頼を行った。：3回（12月・2月・3月）

カ) 機構ホームページ、石綿（アスベスト）健康被害（救済給付の概要）サイトに、「保健所等受付業務担当者向け情報」コーナーを追加した。（8月）

無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、整理するとともに、制度の運営状況についてホームページで次のように公表した。



ホームページで公表した制度の運営状況（申請者数・認定等件数）

（公表内訳）

内 容	回数	公表時期
認定申請者数	11	平成 18 年 5 月 26 日 ～平成 19 年 3 月 15 日
認定申請に係る認定状況	14	平成 1 8 年 6 月 13 日 ～平成 19 年 3 月 16 日
特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況	29	平成 18 年 5 月 26 日 ～平成 19 年 3 月 27 日
計	54	

（（資料 - 4 6）メールでの問い合わせ件数及び意見等）

### 自己評価

広報実施計画を定め、当該計画に基づき、多種多様な広報媒体を活用した広範な広報を実施した。石綿健康被害者及びその遺族等の方が、速やかな手続を行えるための手引の作成及び保健所等の担当者向けの説明会の開催や、マニュアルの整備を行うことができた。

これらにより、石綿による健康被害を受けられた方及びその遺族の方等に対し、適切な情報の提供を実施することができた。

今後も、引き続き広範な広報活動を繰り返し実施することにより、本制度の対象となる方々に的確な情報が伝わるように努めていくこととしている。

また、パンフレット、申請の手引などの資料や機構ホームページ（アスベスト・サイト）について、意見や要望を踏まえ、必要に応じた見直しを図ることとする。

### 参考データ名

- （資料 - 4 2）石綿健康被害救済制度平成 18 年度広報実施計画（概要）
- （資料 - 4 3）電話相談件数月別推移
- （資料 - 4 4）保健所担当者向け説明会開催一覧
- （資料 - 4 5）保健所等に対するアンケート調査結果
- （資料 - 4 6）メールでの問い合わせ件数及び意見等



## (2) 石綿健康被害者の認定

## 【中期計画】

認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速な処理を行う。また、実施状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。

## 【年度計画】

認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図る。

## 平成18年度業務実績

## (1) 事務処理方法の標準化

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書について、それぞれ受付後の点検、書類審査、環境大臣への医学的事項に係る判定の申出、判定結果の通知後の認定等決定までの一連の事務処理方法について、「受付・審査・決定等執務マニュアル」を作成した。これにより手続きの標準化を図り、迅速な処理に努めた。

## (執務マニュアルの主な内容)

- ・認定申請に係る認定等事務手続き
- ・特別遺族弔慰金等に係る認定等事務手続き

((資料 - 47) 認定申請、特別遺族弔慰金等請求に係る受付、医学的判定及び認定等フロー)

## (2) 認定等の状況

平成18年3月20日に申請書・請求書の受付を開始し、平成19年3月31日までに療養中の方からの認定申請1,744件、施行前死亡者の遺族の方からの特別遺族弔慰金等請求2,181件、計3,925件の申請書等を受け付け、認定等の決定を行った。

## 療養中の方からの認定申請受付状況及び認定等の状況

療養者からの認定申請について、1,744件の認定申請を受け付け、799件の認定を行った。不認定と取下げを含めると1,235件(70.8%)について処理が終了した。この他、医学的判定に進んでいるものが275件(15.8%)ある。

項目	中皮腫	肺がん	その他	計	処理率	
申請書受付状況	1,155件	519件	70件	1,744件	-	
処理状況						
認定	627件	172件	-	799件	45.8%	70.8%
不認定	76件	77件	76件	229件	13.1%	
取下げ	121件	65件	21件	207件	11.9%	
医学的判定に進んでいるもの	175件	100件	-	275件	15.8%	
計	999件	414件	97件	1,510件	86.6%	
その他審査中のもの	-	-	-	234件	13.4%	



## 施行前死亡者の遺族からの特別遺族弔慰金等請求書受付状況及び認定等の状況

施行前死亡者の遺族からの特別遺族弔慰金等請求について、1,590 件の認定を行った。不認定と取下げを含めると 1,822 件（83.5%）について処理が終了している。この他、医学的判定に進んでいるものが 100 件（4.6%）ある。

項目	中皮腫	肺がん	その他	計	処理率	
請求書受付状況	1,799 件	358 件	24 件	2,181 件	-	
処理状況						
認定	1,538 件	52 件	-	1,590 件	72.9%	83.5%
不認定	14 件	36 件	2 件	52 件	2.4%	
取下げ	123 件	57 件	0 件	180 件	8.2%	
医学的判定に進んでいるもの	3 件	97 件	-	100 件	4.6%	
計	1,678 件	242 件	2 件	1,922 件	88.1%	
その他審査中のもの	-	-	-	259 件	11.9%	

（（資料 - 48）認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況（平成 19 年 3 月 31 日時点における機構本部受付分））

（（資料 - 49）平成 18 年度医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況）

## （3）認定等審査状況

対象疾病である中皮腫・肺がんは、症状の進行が早く、概ね 2 年で死に至るといふ当該疾病の特殊性から、判定に必要な医学的資料が整わなくても、申請・請求を受け付けている。そのような背景から医学的判定を申し出るまでに資料を整えるために、必要な資料の説明や要求等の作業を要することが多かった。

また、環境省に医学的判定を申し出た 1,347 件（平成 18 年度中に認定等の決定を行った平成 19 年 3 月末日までの新規申出分）について、提出された資料からだけでは判定できず、追加資料の提出依頼を求められたもの（判定保留）が 736 件（全体の 54.6%）にのぼったため、これらの処理に多くの時間を要することとなった。

このため、必要な再提出資料について、申請者の了解を得られた場合には、機構が医療機関に直接依頼できるようにするなど、提出方法を見直すとともに、人員を再配置した。

特別遺族弔慰金等の請求については、法務局等に死亡診断書を請求し提供を受けているが、同診断書の死亡原因に指定疾病と異なる病名が記されている例も多く、改めて当時のカルテ等を求めることもあった。また、請求者と死亡者の続柄や、生計同一関係の判定が困難な事案があり、個々に戸籍その他の資料を求めるなど対応した。

この他、申請・請求中に連絡が取れなくなった者への対応策などを検討し、事務処理の標準化を図った。



## 第2章 業務実績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

平成 18 年度は、平成 18 年 3 月 20 日に受付を開始し、平成 19 年 3 月末までに 3,925 件の申請書・請求書を受け付けた。うち療養者については 1,744 件の受付に対し 1,235 件、また施行前死亡者については 2,181 件の受付に対し 1,822 件の認定等決定を行い、併せて 3,057 件、8 割近くの認定等決定を行うことができた。

今後は、より効率的な認定等に係る事務処理方法について検討し、処理の迅速化を図っていくとともに、あわせて平成 18 年度に作成した執務マニュアルを適宜見直していくこととしている。

#### 参考データ

- (資料 - 47) 認定申請、特別遺族弔慰金等請求に係る受付、医学的判定及び認定等フロー
- (資料 - 48) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況
- (資料 - 49) 平成 18 年度医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況



## (3) 救済給付の支給

## 【中期計画】

救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速かつ適正な審査、支給を行う。

救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を行い、ニーズを把握するとともに、手続きの改善等を行うことにより、利便性の向上を図る。

## 【年度計画】

救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図る。

救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査に向けて検討を行う。

## 平成18年度業務実績

## 救済給付の支給について

平成18年3月20日から請求等の受付を開始し、審査の上、医療費等に係る被認定者等に932百万円、特別遺族弔慰金等に係る施行前死亡者の遺族に4,591百万円、併せて5,523百万円の支給を行った。

< 医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金、特別遺族弔慰金等の支給実績 >

平成19年3月31日現在

救済給付の種類	件数(注)	金額
医療費	1,579件	53,480千円
療養手当	1,032件	324,905千円
葬祭料	213件	42,387千円
救済給付調整金	189件	511,399千円
特別遺族弔慰金・ 特別葬祭料	1,531件	4,591,469千円
計	4,544件	5,523,640千円

(注) 支給件数ベース

## ア) 執務マニュアルの作成による手続きの標準化

救済給付の支給については、事務処理内容を整理した上で、「救済給付支給執務マニュアル」を作成し、事務処理の標準化を図った。これにより迅速かつ適正な支給を行った。



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(救済給付支給執務マニュアルの主な内容)

- ・特別遺族弔慰金の受付・審査・認定決定事務手続
- ・医療費の審査、医療手帳の交付手続
- ・葬祭料、救済給付調整金の審査

被認定者等の意見等の把握

ア) 医療費等の認定決定に係る通知を送付する際に、アンケートを同封し、広報や手続、書類提出、相談等に係る意見を求めた。

- ・アンケート回収率 65% (平成 19 年 3 月 31 日現在 : 517 件 / 799 件)

アンケートによる意見・要望については、集計・分析の上、平成 19 年度の広報や事務処理に反映させることとしている。

アンケート集計結果における主な意見

項目	主な意見(要旨)
認定等までの期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・認定までに時間がかかっているため、申請者に定期的に中間報告をしていただくと安心感がある。</li><li>・私の場合、申請してから認定まで6ヶ月以上もかかっているため、もう少しスムーズに行って欲しい。</li></ul>
手続き関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出書類が多く、主治医とのやり取りが大変だった。もう少し申請者に分かりやすいほうがよかった。</li><li>・書類の記入枠が狭く、大変記入しづらい。</li></ul>
医療機関等の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・制度の内容を病院の先生があまり分かっておらず、労基署へ行くようにいわれた。</li><li>・病院や保健所に「相談窓口」があっても、申請すべき内容を理解していなかった。相談する場所も近くに地方環境事務所もなかったため苦労した。</li></ul>

イ) 特別遺族弔慰金について、認定した遺族に対して手続の改善等に関するアンケートを平成 19 年 3 月末に 1,550 件送付した。

自己評価

救済給付金の支給については、執務マニュアルを作成し、適正かつ迅速に支給を行うことができた。

今後ともアンケート結果等を踏まえ、執務マニュアルを適宜見直しつつ、適正かつ迅速な審査、支給を行っていくこととしている。



## 第2章 業務実績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (4) 申請者、請求者情報の管理

##### 【中期計画】

申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。

##### 【年度計画】

前年度に引き続き申請者・請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。

#### 平成18年度業務実績

##### (1) 申請書類等の管理

認定申請等書類は、機微な個人情報に係るものであることから、特に厳重に保管し、管理を行っている。

##### (2) 情報処理システムの構築

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書に係る情報を管理するため、個人情報の保護の措置を講じた認定・給付システムを構築した。

#### 自己評価

日常的に個人情報を扱うことから、個人情報の管理には充分留意し、適正な管理を行った。

さらに、平成19年3月末までに、個人情報の保護の措置を講じた認定・給付システムを構築することができた。



第2章 業務実績  
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の  
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(5) 救済給付費用の徴収

【中期計画】

船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を図るため、納付義務者に対し、上記(1)の情報提供を通じて制度への理解を求め、平成19年4月より拠出金を徴収する。

納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページにおける説明資料の充実を図る。

【年度計画】

平成19年4月より船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を行うため、関係機関と連携を図る。

納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページを作成する。

平成18年度業務実績

平成19年4月より船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の徴収が始まることから、関係省庁との申告方法等の調整、拠出金等徴収管理システム構築の準備を行った。

ア) 拠出金徴収・収納方法の構築のための調査等

・7月、8月に開催された、環境省が設置した「石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会」における事業主負担の考え方等は次のとおりであった。

・一般拠出金	労災保険適用事業主（事務費含む）	約70億円/年度
	船舶所有者	約0.16億円/年度
・特別拠出金	特別事業主	約3.38億円/年度
（参考）	都道府県	約9.2億円/年度
	国（事務費）	約7.5億円/年度
	費用の総額	約90億円/年度

・平成18年12月に政省令が公布され、一般拠出金率、特別拠出金の額の算定方法が示された。

・以上の結果を踏まえ、船舶所有者の納付の利便性を確保し、機構収納事務を簡素化した収納の仕組みを構築するため、金融機関等の調査を行った。

イ) 関係省庁との申告方法等の調整

・船舶所有者に関するデータ（所在地、標準報酬月額等）の提供を受けることについて、社会保険庁と調整を行った。



## 第2章 業務実績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・一般拠出金の機構への交付方法について厚生労働省と調整を行った。

#### ウ)平成19年4月からの拠出金の徴収に向け、次の準備を行った。

- ・船舶所有者からの一般拠出金
  - 全国の地方社会保険事務局(所)等へポスター、パンフレットを送付し、窓口での掲示及び備え置きを依頼した。
  - 海運関係団体、水産関係団体に対し、制度への理解を求めため、説明会を実施し、ポスター、パンフレットを配布した。
  - 約6,200名の船舶所有者に対して、3月末に申告書、納付書及び手引等を送付した。
- ・特別事業主からの特別拠出金
  - 特別事業主4社に対し、事務手続等について連絡した。
- ・拠出金等徴収管理システムの構築
  - 拠出金の納付義務者の管理、申告情報及び納付情報の管理、申告書類等の作成を行うことを可能とした拠出金等徴収管理システムの構築を完了した。
- ・ペイジー(Pay-easy)の利用
  - ペイジーの利用により、コンビニエンスストア等で簡便に納付することが可能となる措置を講じた。

納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページを作成した。

#### ア)申告に関する手引の作成

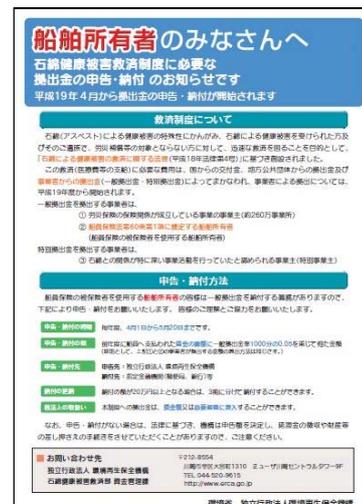
船舶所有者が申告、納付の際に簡便な作業で行えるよう、申告に関する手引(10,000部)を作成した。

#### イ)ホームページの作成

機構のホームページに拠出金に係る項目を加えた。また、環境省及び厚生労働省のホームページとの相互リンクを実施した。

#### ウ)ポスター、パンフレットの作成

- ・ポスター(1,000枚:B3版)
  - 【配布先】 社会保険事務局(所)、地方運輸局、漁業組合連合会、関係団体等
- ・パンフレット(21,000部:A4版4頁)
  - 【配布先】 船舶所有者、社会保険事務局(所)、地方運輸局、漁業組合連合会、関係団体等
- ・チラシ(7,000枚:A4版)
  - 【配布先】 船舶所有者



ポスター



## 第2章 業 務 実 績

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 自己評価

拠出金の適正な徴収を行うための関係機関との連携等については、平成 19 年 4 月からの拠出金の徴収に向け、準備を整えることができた。

納付義務者の相談、質問事項の対応については、申告に関する手引、ホームページ、ポスター、パンフレット等を作成、配布するとともに、電話相談にも適切に対応することができた。



予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画

- (1) 予算(人件費の見積含む。)
- (2) 収支計画
- (3) 資金計画

【年度計画】

(1) 予算

総計	別表 - 1
公害健康被害補償予防業務勘定	別表 - 2
石綿健康被害救済業務勘定	別表 - 3
基金勘定	別表 - 4
承継勘定	別表 - 5

(2) 収支計画

総計	別表 - 6
公害健康被害補償予防業務勘定	別表 - 7
石綿健康被害救済業務勘定	別表 - 8
基金勘定	別表 - 9
承継勘定	別表 - 10

(3) 資金計画

総計	別表 - 11
公害健康被害補償予防業務勘定	別表 - 12
石綿健康被害救済業務勘定	別表 - 13
基金勘定	別表 - 14
承継勘定	別表 - 15



## 平成18年度計画予算（総計）

別表-1

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	2,422	2,422	0
国庫補助金	6,055	6,170	114
その他の政府交付金	11,480	11,471	9
都道府県補助金	2,000	2,088	88
長期借入金	13,200	6,100	7,100
環境再生保全機構債券	5,000	4,999	1
業務収入	74,976	73,336	1,640
受託収入	75	78	4
運用収入	1,653	1,607	45
その他収入	1,061	868	193
前年度からの繰越金	1,497	1,758	261
計	119,418	110,897	8,522
[支出]			
業務経費	106,982	66,373	40,608
公害健康被害補償予防業務経費	61,742	58,793	2,950
うち人件費	180	155	25
石綿健康被害救済業務経費	38,385	6,282	32,103
うち人件費	509	271	239
基金業務経費	6,188	737	5,451
承継業務経費	666	561	105
うち人件費	13	14	1
受託経費	75	77	3
借入金償還	43,355	43,355	0
支払利息	4,524	4,136	388
一般管理費	818	632	186
人件費	1,354	1,162	193
翌年度への繰越金	896	2,336	1,440
計	158,003	118,071	39,932

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	476	476	0
国庫補助金	55	35	21
その他の政府交付金	11,374	11,366	8
業務収入	49,197	46,305	2,892
受託収入	75	78	4
運用収入	1,415	1,418	3
その他収入	8	77	69
前年度からの繰越金	107	96	11
計	62,708	59,850	2,857
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	61,742	58,793	2,950
うち人件費	180	155	25
承継勘定へ繰入	0	-	0
受託経費	75	77	3
一般管理費	242	207	35
人件費	506	550	45
翌年度への繰越金	140	88	52
計	62,705	59,716	2,989

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	106	105	1
その他収入	5	105	100
計	111	211	99
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	38,385	6,282	32,103
うち人件費	509	271	239
一般管理費	198	146	52
人件費	137	33	104
計	38,720	6,461	32,259

別表-4

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	986	986	0	
国庫補助金	2,000	2,000	0	
都道府県補助金	2,000	2,088	88	
運用収入	237	189	48	
その他収入	1,015	169	845	
前年度からの繰越金	237	323	85	
計	6,475	5,755	720	
[支出]				
業務経費				
基金業務経費	6,188	737	5,451	
一般管理費	106	97	9	
人件費	195	125	70	
翌年度への繰越金	67	584	518	
計	6,555	1,544	5,011	

別表-5

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	960	960	0	
国庫補助金	4,000	4,135	135	
長期借入金	13,200	6,100	7,100	
環境再生保全機構債券	5,000	4,999	1	
業務収入	25,779	27,031	1,252	
公害健康被害補償予防業務勘定より受入	0	-	0	
その他収入	33	516	484	
前年度からの繰越金	1,153	1,339	187	
計	50,124	45,081	5,043	
[支出]				
業務経費				
承継業務経費	666	561	105	
うち人件費	13	14	1	
借入金償還	43,355	43,355	0	
支払利息	4,524	4,136	388	
一般管理費	272	181	91	
人件費	517	453	64	
翌年度への繰越金	689	1,664	974	
計	50,023	50,351	327	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



平成18年度収支計画（総計）

別表-6

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	125,178	88,869	36,309
経常費用	120,849	84,689	36,160
公害健康被害補償予防業務経費	61,742	58,818	2,925
石綿健康被害救済業務経費	38,372	6,280	32,092
基金業務経費	6,188	737	5,451
承継業務経費	11,869	14,731	2,862
一般管理費	2,656	4,068	1,413
減価償却費	22	55	33
雑損	-	0	0
財務費用	4,329	4,171	159
臨時損失	0	9	9
収益の部	125,819	90,290	35,529
経常収益	125,819	90,290	35,529
運営費交付金収益	2,658	1,824	835
国庫補助金収益	55	35	21
その他の政府交付金収益	11,467	11,463	4
PCB基金預り金取崩益	5,149	46	5,103
受託収入	75	74	0
業務収入	99,676	66,337	33,339
運用収入	1,653	1,607	45
その他の収益	59	4,050	3,991
財務収益	5,027	4,855	172
臨時利益	0	-	0
純利益	641	1,421	781
目的積立金取崩額	0	-	0
総利益	641	1,421	781

別表-7

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	62,719	59,683	3,036
經常費用	62,719	59,674	3,045
公害健康被害補償予防業務経費	61,742	58,904	2,838
補償業務経費	60,425	57,580	2,845
予防業務経費	1,317	1,324	6
一般管理費	962	724	238
減価償却費	14	46	32
雑損	-	0	0
臨時損失	0	9	9
収益の部	62,601	59,749	2,852
經常収益	62,601	59,749	2,852
運営費交付金収益	476	466	10
国庫補助金収益	55	35	21
その他の政府交付金収益	11,374	11,366	8
業務収入	49,197	46,305	2,892
受託収入	75	74	0
運用収入	1,415	1,418	3
その他収入	6	13	7
財務収益	3	45	42
雑益	-	28	28
臨時利益	0	-	0
純利益	117	66	184
目的積立金取崩額	0	-	0
総利益	117	66	184

別表-8

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	38,710	6,377	32,333
經常費用	38,710	6,377	32,333
石綿健康被害救済業務費	38,372	6,280	32,092
減価償却費	3	3	0
一般管理費	335	94	241
収益の部	38,710	6,377	32,333
經常収益	38,710	6,377	32,333
その他の政府交付金収益	93	97	4
業務収入	38,609	6,277	32,332
その他の収益	9	3	5
純利益	0	-	0
目的積立金取崩額	0	-	0
総利益	0	-	0

別表-9

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	6,489	960	5,529
經常費用	6,489	960	5,529
基金業務経費	6,188	737	5,451
地球環境基金業務費	985	689	295
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	5,151	47	5,104
維持管理積立金業務費	52	1	52
一般管理費	300	221	79
減価償却費	1	1	0
収益の部	6,524	960	5,565
經常収益	6,524	960	5,565
運営費交付金収益	1,125	723	402
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	5,149	46	5,103
地球環境基金運用収益	187	189	2
維持管理積立金運用収益	50	0	50
寄付金収益	10	-	10
資産見返負債戻入	1	1	0
雑益	2	0	2
純利益	35	0	35
目的積立金取崩額	0	-	0
総利益	35	0	35

別表-10

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	17,260	21,935	4,675
經常費用	12,931	17,764	4,834
承継業務費	11,869	14,731	2,862
一般管理費	1,058	3,029	1,971
減価償却費	4	4	1
財務費用	4,329	4,171	159
収益の部	17,983	23,290	5,308
經常収益	17,983	23,290	5,308
運営費交付金収益	1,057	634	423
事業資産譲渡元金収入	11,870	13,755	1,885
資産見返負債戻入	3	751	748
財務収益	5,024	4,810	214
雑益	29	3,340	3,311
純利益	723	1,355	633
目的積立金取崩額	0	-	0
総利益	723	1,355	633

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



## 平成18年度資金計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	184,120	352,489	168,368
業務活動による支出	118,805	72,636	46,169
投資活動による支出	4,744	202,952	198,208
財務活動による支出	43,356	43,370	14
翌年度への繰越金	17,216	33,530	16,314
資金収入	184,120	352,489	168,368
業務活動による収入	103,591	109,671	6,080
運営費交付金収入	2,422	2,422	0
国庫補助金収入	6,055	4,169	1,887
その他の政府交付金収入	11,480	11,467	13
都道府県補助金収入	2,000	2,044	44
業務収入	76,838	72,817	4,021
受託収入	75	79	5
運用収入	1,653	1,547	105
その他の収入	3,068	15,126	12,058
投資活動による収入	4,709	169,828	165,119
財務活動による収入	18,200	11,150	7,050
前年度よりの繰越金	57,621	61,839	4,218

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	81,528	128,740	47,212
業務活動による支出	65,722	59,711	6,010
投資活動による支出	4,705	65,894	61,189
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	11,101	3,135	7,967
資金収入	81,528	128,740	47,212
業務活動による収入	64,463	59,568	4,895
運営費交付金収入	476	476	0
国庫補助金収入	55	34	22
その他の政府交付金収入	11,374	11,365	9
業務収入	51,059	45,924	5,135
受託収入	75	79	5
運用収入	1,415	1,404	12
その他の収入	9	285	277
投資活動による収入	4,705	65,818	61,113
財務活動による収入	0	-	0
前年度よりの繰越金	12,360	3,354	9,006

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	38,721	137,417	98,696
業務活動による支出	38,677	6,257	32,419
投資活動による支出	35	128,025	127,990
翌年度への繰越金	9	3,135	3,126
資金収入	38,721	137,417	98,696
業務活動による収入	111	190	79
その他の政府交付金収入	106	101	5
その他の収入	5	89	83
投資活動による収入	-	98,500	98,500
前年度よりの繰越金	38,609	38,727	118

(基金勘定) (単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	12,727	34,601	21,874
業務活動による支出	8,432	1,232	7,201
投資活動による支出	0	9,011	9,011
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	4,295	24,358	20,063
資金収入	12,727	34,601	21,874
業務活動による収入	8,249	17,452	9,203
運営費交付金収入	986	986	0
国庫補助金収入	2,000	-	2,000
都道府県補助金収入	2,000	2,044	44
運用収入	237	144	94
その他の収入	3,025	14,278	11,253
投資活動による収入	0	5,510	5,510
財務活動による収入	0	51	51
前年度よりの繰越金	4,478	11,587	7,109

(承継勘定) (単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	51,145	51,982	837
業務活動による支出	5,974	5,688	286
投資活動による支出	4	22	18
財務活動による支出	43,356	43,370	14
翌年度への繰越金	1,811	2,902	1,091
資金収入	51,145	51,982	837
業務活動による収入	30,768	32,712	1,945
運営費交付金収入	960	960	0
国庫補助金収入	4,000	4,135	135
業務収入	25,779	26,892	1,114
その他の収入	29	725	696
公害健康被害補償予防業務勘定からの受入	0	-	0
投資活動による収入	4	-	4
財務活動による収入	18,200	11,099	7,101
前年度よりの繰越金	2,173	8,171	5,997

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



#### (4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

##### 【中期計画】

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

##### 返済懇請

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。

##### 法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

##### 債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記 ~ の方法等により、中期目標期間中に正常債権以外の債権(平成16年度期首見込約900億円)から200億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額(16年度期首見込約360億円)の解消に必要な補助金が、中期目標期間、次期中期目標期間の10年間で、できる限り平準的な額として、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金(16年度期首見込約34億円)については、中期目標期間中に解消を図ることとして上記補助金と合わせ、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

##### 【年度計画】

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

##### 返済懇請

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。



#### 法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

#### 債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記～の方法等により、平成18年度中に正常債権以外の債権から40億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、40億円交付されることを予定している。

### 平成18年度業務実績

#### (1) 償却処理状況

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、返済確実性の認められない債権に係る償却処理状況

平成18年度貸倒償却額 約15億円(平成17年度約32億円)

破産更生債権に準ずる債権及び貸倒懸念債権のうち、返済確実性の認められない債権(実質破綻先債権)について、より迅速な償却処理を実施するために、今期も、倒産等の形式破綻には至っていないものの、以下の基準に該当し、保証人弁済も見込めない債権を返済確実性のない債権として直接償却を行った。この結果、上記15億円の貸倒償却のうち、実質破綻先の直接償却約7億円を行った。(平成17年度10億円)

#### <基準>

期限の利益を喪失しており、今後、合理的な経営改善計画等の提出が見込めない等の理由から期限の利益を再付与する見込みがない債権であり、から のいずれかに該当する債権

債務超過が2年以上続いている

経常損益で赤字が2年以上続いている

弁済額が機構債権の発生利息にも満たない

弁済額を全額元金充当したとしても、機構債権の当初の返済期間(15年若しくは20年)を超える

#### (2) 正常債権以外の債権からの回収状況

返済態様による回収状況(法的処理、債権分割によるものを除く。)



債務者の財政収支状況等を詳細に分析し、実行可能な再建計画に基づきねばり強く返済額の増額交渉を行った。

<具体例> 下水道汚泥の中間処理を行う産廃業者は長年債務超過を脱却できずに貸倒懸念債権となっていたが、代理店からの借入で一括返済させた(約2.7億円)。

返済態勢による回収額 約23億円㉗ (平成17年度約82億円)

法的処理の進捗状況及び回収状況

債権の保全を図るとともに、回収の極大化のために、迅速かつ毅然とした態度で法的処理を行った。

<具体例> 企業の収益も好調で代表者一族も多額の役員報酬を得ている等、償還財源があるにも関わらず、再三の督促にも誠意を示さず、少額の返済にとどまる債務者の資産に仮差押を行ったが、それでも一向に返済に対する誠意を見せなかったため、支払い履行を求める訴訟を提起し、今後、約3億円(債権残高)の回収を見込んでいる。

法的処理による回収額 約4億円㉘ (平成17年度約2億円)

(参考) 法的処理状況

	平成18年度 期首係属案件	平成18年度 新規案件	平成18年度 処分終了案件	平成18年度末 係属案件
法的処理	16件	8件	9件	15件

債権分割の進捗状況及び回収状況(法的処理によるものを除く。)

債権分割とは、協同組合債務の連帯保証人である組合員企業の連帯保証を免除する一方で、組合員企業ごとに自社持分に応じた債務を引き受けさせるものである。

特定の組合員企業が破綻等に至った場合、他の組合員企業の連鎖倒産やモラルハザードのおそれが生じる。これを回避し機構に回収上有利と認められる場合に行っている。

<具体例> 債務者との間で、債権分割後の返済計画等の協議がまとまらず、機構発足以前から債権分割を検討していたものの債権分割が実現しなかった事案について、何回もねばり強く交渉した結果、平成18年度で7組合(平成17年度4組合)の分割を実施し、約定に基づく返済を開始することができた。(平成18年度末債権分割先累計は34組合)

債権分割先からの回収額 約42億円㉙ (平成17年度約66億円)

以上の3項目による正常債権以外の債権の回収状況(回収努力)

合計(㉗+㉘+㉙) 約69億円 (平成17年度約150億円)



(3) 補助金交付状況

平成18年度において債権管理回収業務補助金40億円が予定どおり交付された。

自己評価

貸倒償却額は、実質破綻先の直接償却を含め、約15億円の償却処理を行った。

正常債権以外の回収額は年度計画40億円に対して約69億円の回収を達成することができた。

中期計画の目標である正常債権以外から200億円を上回る回収については、平成16年度及び平成17年度にて達成したが、200億円はあくまで通過点と考え、平成18年度も回収に努力した結果、年度計画の40億円を上回って達成することができた。

なお、今後は回収困難な事案が残ることから、中期計画の達成に向け一層の回収努力を続けることが肝要と考えている。



### 短期借入金の限度額

#### 【中期計画】

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 26,000 百万円とする。

#### 【年度計画】

平成 18 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度 26,000 百万円とする。

### 平成 18 年度業務実績

#### ・短期借入金の借入状況

平成 18 年度における短期借入金の状況は、次の表のとおりである。

いずれの期間の借入も限度額 26,000 百万円の範囲内であった。

借入期間	借入金額(百万円)
平成 18 年 5 月 24 日～平成 18 年 6 月 23 日	2,800
平成 18 年 6 月 23 日～平成 18 年 7 月 21 日	2,500
平成 18 年 7 月 21 日～平成 18 年 8 月 21 日	1,900
平成 18 年 8 月 21 日～平成 18 年 9 月 21 日	1,500
平成 18 年 11 月 24 日～平成 18 年 12 月 22 日	3,600
平成 18 年 12 月 22 日～平成 19 年 1 月 22 日	3,200
平成 19 年 1 月 22 日～平成 19 年 2 月 22 日	2,500
平成 19 年 2 月 22 日～平成 19 年 3 月 19 日	2,000
平成 19 年 3 月 19 日～平成 19 年 3 月 22 日	5,500

### 自己評価

資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での短期借入金により、年 4 回の財投借入金等の償還を円滑に行った。



重要な財産の処分等に関する計画

【中期計画】

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

【年度計画】

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

平成18年度業務実績

該当なし

自己評価



### 剰余金の使途

#### 【中期計画】

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

#### 【年度計画】

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

#### 平成18年度業務実績

該当なし

#### 自己評価



その他主務省令で定める業務運営に関する事項  
(1) 施設及び設備に関する計画

【中期計画】 なし
【年度計画】 なし

平成18年度業務実績

該当なし

自己評価



(2) 人事に関する計画  
人員配置、職員の業績評価及び人材育成

【中期計画】

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。

また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

【年度計画】

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。

また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために平成18年度から新人事評価制度の本格運用により、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、その成果に応じた業績を適正に評価する。

また、前年度に引き続き必要な各種研修を積極的に行うとともに、新たに追加された石綿健康被害救済業務に係る研修についても積極的に参加させ、もって職員の能力開発を図り、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

平成18年度業務実績

(1) 適材適所に応じた人員配置等

次の人事データを基に、職員の適性や勤務状況を把握した。

- ア) 職員に対する人事関係意向等調査
- イ) 新人事評価制度による業務計画表、業績評価、発揮能力評価及び能力開発計画書
- ウ) 各部管理職へのヒアリング
- エ) 個々の職員の人事データ

これらを総合的に勘案し、適材適所の人員配置に努めた。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、定年退職者の継続雇用制度を制定した。

(2) 新たな人事評価制度の導入

新たな人事評価制度について、平成17年度の試験運用の結果を踏まえ、年度途中で中間フォロー面談を実施し、発揮能力評価を年1回から年2回へするなど、一部見直しを行い、本格運用に移行した。

各部門の目標と個々の職員の業務計画を作成し、職員一人ひとりの意識の向上を図った。



上司と部下の間で面談を行った上で、業績評価及び発揮能力評価を行い、その結果を賞与に反映させた。

( (資料 - 50) 業務計画表及び発揮能力評価表 )

### (3) 研修の実施

職員研修計画に基づき、新たに追加された石綿健康被害救済業務に関する研修、役職員に対する環境教育の推進のための環境保全に関する研修、健康管理研修等のほか、外部研修機関による各種研修などを実施した。《研修実績：31 講座 670 人》

外部研修	24 講座	55 人
(前年度)	22 講座	43 人)
内部研修	7 講座	615 人
(前年度)	3 講座	365 人)

( (資料 - 51) 平成 18 年度職員研修実績 )

### 自己評価

- (1) 職員に対する人事関係意向等調査、人事評価、管理職へのヒアリング等により、職員の適性や勤務状況を把握の上、できる限り適材適所の人員配置を行った。
- (2) 新人事評価制度の本格運用の実施により、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、評価結果を賞与に反映することができた。
- (3) 研修に職員を積極的に参加させ、業務上必要な知識・技術の向上を支援することができた。

### 参考データ名

- (資料 - 50) 業務計画表及び発揮能力評価表
- (資料 - 51) 平成 18 年度職員研修実績



### 人事に関する指標

#### 【中期計画】

業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。

なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な49人のうち5人について既存業務の合理化による削減をもって充てるとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、内部管理業務も含めた業務の合理化による削減をもって充てるものとする。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおける人員の5%以上の削減については、今中期計画期間中において達成する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

#### （参考1）

期初の常勤職員数 131人（内運営費交付金職員数 104人）

石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数 44人

期末の常勤職員数の見込み 146人（内運営費交付金職員数 86人）

#### （参考2）

中期目標期間中の人件費総額見込み 7,020百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

#### 【年度計画】

- ・ 期初の常勤職員数 156人  
（うち、石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数 40人）
- ・ 平成18年度中に2人削減予定
- ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿健康被害の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。



### 平成18年度業務実績

- (1) 平成18年度中に156人であった常勤職員数を、平成19年4月1日に154人とし、2人削減した。
- (2) 石綿健康被害救済業務の実施のため、石綿業務統括担当上席審議役を置き、石綿健康被害救済部に4課を設置し、必要な人員を配置した。
- (3) 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、本俸の引き下げなど給与体系の見直しを進めた。  
また、平成17年9月28日の閣議決定に基づき、機構職員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数をホームページで公表した。

### 自己評価

年度計画において平成18年度中に既存業務で2人の常勤職員を削減するとしていたところ、計画どおり達成することができた。

また、石綿健康被害救済業務の実施のため、部に4課を設置し業務執行体制を整備することができた。



(3) 積立金の処分に関する事項

【中期計画】 なし
【年度計画】 なし

平成18年度業務実績

該当なし

自己評価



(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

【中期計画】

緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、終了予定年度（平成17年度）内に現在実施中の事業の施設整備を終了させる。

【年度計画】

緑地整備関係建設譲渡事業については、静岡（富士）地区大気汚染対策緑地について、譲渡契約に基づき、施設整備を終了させ、最終的に事務整理を完了させる。

平成18年度業務実績

(1) 建設譲渡事業実施状況

緑地整備関係建設譲渡事業については、平成18年度計画のとおり、静岡（富士）地区大気汚染対策緑地について、譲渡契約に基づき、施設整備を終了させ、平成18年度末に富士市へ譲渡し事務整理を完了させた。

事業区分	事業名	譲渡先	事業面積 (ha)	事業年度	確定契約額(百万円)	平成18年度事業費(百万円)	事業の進捗
大気汚染対策緑地	静岡（富士）地区	富士市	5.6	H10～H18	8,044	355	終了

((資料-52) 静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設事業の概要)

(2) 静岡（富士）地区大気汚染対策緑地の特徴

- ・第2東名自動車道等による大気汚染に対処する緑地



多目的広場より富士山を望む



第二東名高速道路より公園全景



第二東名高速道路高架下



富士西公園事業懇話会



富士西公園事業懇話会植樹祭

### 自己評価

当事業では、計画・設計段階から事業終了までの間、地域の団体の長（区長会、生涯学習推進会、花の会、PTA会等）及び事業者からなる事業懇話会を設置して、ワークショップ方式により地域住民の意見を反映させながら事業を進めてきた。

また、平成14年より毎年完成施設を富士市に部分譲渡してきたが、開園区域の拡大等に伴い利用者も年々増加し、平成18年度完成区域も大変賑うなど、譲渡先の富士市にも好評であった。

### 参考データ名

（資料 - 52） 静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設事業の概要